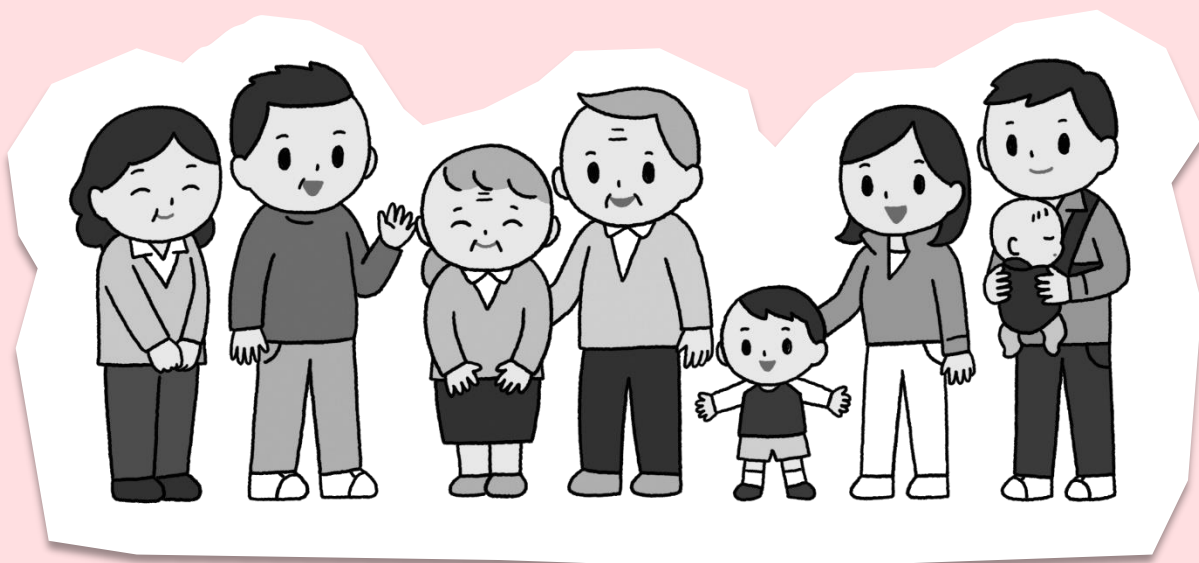


福生市男女共同参画行動計画 (第6期)

令和3年度(2021年度)～令和8年度(2026年度)

～互いの人権を尊重し合い、それぞれが活躍できる社会づくり～



令和3年(2021年)3月

福生市

はじめに



近年、少子高齢社会の更なる進行や新たな雇用形態、デジタル化社会の到来など、私たちを取り巻く環境は大きく変化し、労働力人口の減少や非正規労働者の割合の増加、情報弱者への対応など、様々な問題が生じています。

また、多様性についての関心も高まり、性的少数者や外国人など、様々な背景を持つ方たちへの一層の配慮が必要となってまいりました。

更に令和2年に入り、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、経済構造をはじめ、社会情勢も急激に変化し、外出自粛のため、自宅で過ごす時間が増えたことによるDVや虐待の増加、り患者に対する人権や偏見についての問題などが浮かび上がりました。

福生市では、平成8年に「福生市女性行動計画 ふっさ女性プラン」を策定してから四半世紀が経過し、この間、第1期から第5期の行動計画により、「男女共同参画社会」の実現に向けて様々な施策に取り組んでまいりました。

女性活躍に関する取組が進む中、仕事と生活の両立ができる働きやすい職場環境が更に求められるようになり、福生市でも、平成29年9月に全管理職が「イクボス・ケアボス宣言」を行い、職場環境の改善に取り組んでいるところです。

しかしながら、世界的な視点で見ると、令和元年12月に世界経済フォーラムが公表した各国の男女格差を測る「ジェンダー・ギャップ指数（GGI）2020」では、日本は153か国中121位となっており、ジェンダー平等に向け、より一層の施策の推進が求められています。

このような現状において、「男女共同参画社会」の実現には、市民一人ひとりが人権尊重の意識を持ち、女性も男性も互いに自立し、性別にとらわれることなく個人の自由な意思で生き方を選択できる環境が不可欠です。更なる「男女共同参画社会」の推進を図るため、このたび、令和3年度から令和8年度までを計画期間とする「福生市男女共同参画行動計画（第6期）」を策定いたしました。

第6期行動計画では、第5期の施策を引き継ぐとともに、男女共同参画の更なる推進と発展に向け計画を進め、「人を育み 夢を育む 未来につながるまち ふっさ」を目指すまちな姿として、多様な個性や目標を持つ市民一人ひとりが尊重し合い、認め合い、支え合うまちとなるよう実行してまいりたいと考えております。

市民の皆様をはじめ、関係各位におかれましても、御理解と御協力をお願いいたします。

結びに、この計画の策定に当たり、貴重な御提言をいただきました福生市男女共同参画審議会委員の皆様にご心からお礼申し上げます。

令和3年3月
福生市長 加藤 育男

目次

第1章 計画策定に当たって.....	1
1 計画策定の趣旨	2
2 基本理念.....	2
3 計画の性格と役割.....	3
4 計画の期間.....	4
5 計画策定の背景	5
第2章 福生市の現状と課題.....	11
1 統計から見る本市の現状	12
2 市民意識調査結果から見る男女共同参画に関する意識	23
3 福生市男女共同参画行動計画（第5期）の実績.....	35
4 福生市における男女共同参画社会形成に向けての課題	39
第3章 計画の基本的な考え方.....	43
1 主要課題.....	44
2 施策の体系.....	45
第4章 計画の展開.....	47
主要課題<第1>男女共同参画社会形成への意識づくり等の推進.....	48
主要課題<第2>ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進.....	55
主要課題<第3>あらゆる暴力の根絶.....	61
主要課題<第4>あらゆる分野における男女共同参画の推進.....	66
第5章 計画の推進.....	73
1 計画の推進	74
第6章 資料編.....	77
1 福生市男女共同参画審議会条例.....	78
2 福生市男女共同参画審議会委員名簿.....	79
3 福生市男女共同参画審議会審議経過.....	79
4 諮問・答申.....	80
5 福生市男女共同参画事業推進会議設置要綱	81
6 男女共同参画社会基本法	83
7 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律.....	88
8 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	98
9 用語解説.....	107

第1章 計画策定に当たって

1 計画策定の趣旨

平成 11 年（1999 年）6月に公布・施行された「男女共同参画社会基本法*」では、男女共同参画社会の実現が、「21 世紀の我が国の最重要課題の一つ」として位置付けられました。これを受けて、法制度の整備等、様々な取組を展開してきましたが、近年では、DV（ドメスティック・バイオレンス）*等の暴力や、女性の職業生活における活躍の推進等に対する取組も進められています。男女平等の意識づくりや環境づくりが進められる中で、性別による差別や不平等の状況は改善されつつありますが、無意識の思い込み（アンコンシャスバイアス）*は依然として男女の意思決定や役割分担に影響を与えています。

世界経済フォーラムが発表した、令和 2 年（2020 年）の各国における男女格差を測るジェンダー・ギャップ指数*において、日本の総合スコアは 0.652、順位は 153 か国中 121 位と低く、特に政治分野における不平等の度合いが高いことが課題となっています。

男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と男女共同参画社会基本法において定義されています。男女共同参画社会を目指すことは全ての人々が尊重し合い、多様性に富んだ、持続可能な社会を実現させるために重要な要素の一つです。

福生市（以下「本市」といいます。）においても、平成 28 年（2016 年）に策定した「福生市男女共同参画行動計画（第 5 期）」に基づき各種施策の推進に努め、あらゆる男女の人権が尊重される社会づくりに努めてきました。一方で、少子高齢化の進行や雇用環境の変化に伴い、市民、団体、事業所、行政がそれぞれの役割を果たしながら、協働して取り組まなければならない新たな課題が生じてきています。

こうした流れを踏まえ、男女共同参画を取り巻く社会情勢や様々な問題に対応するとともに、本市がこれまで取り組んできた施策を引き継ぎ、更に推進・発展させるための指針として、「福生市男女共同参画行動計画（第 6 期）」（以下「本計画」といいます。）を策定しました。

2 基本理念

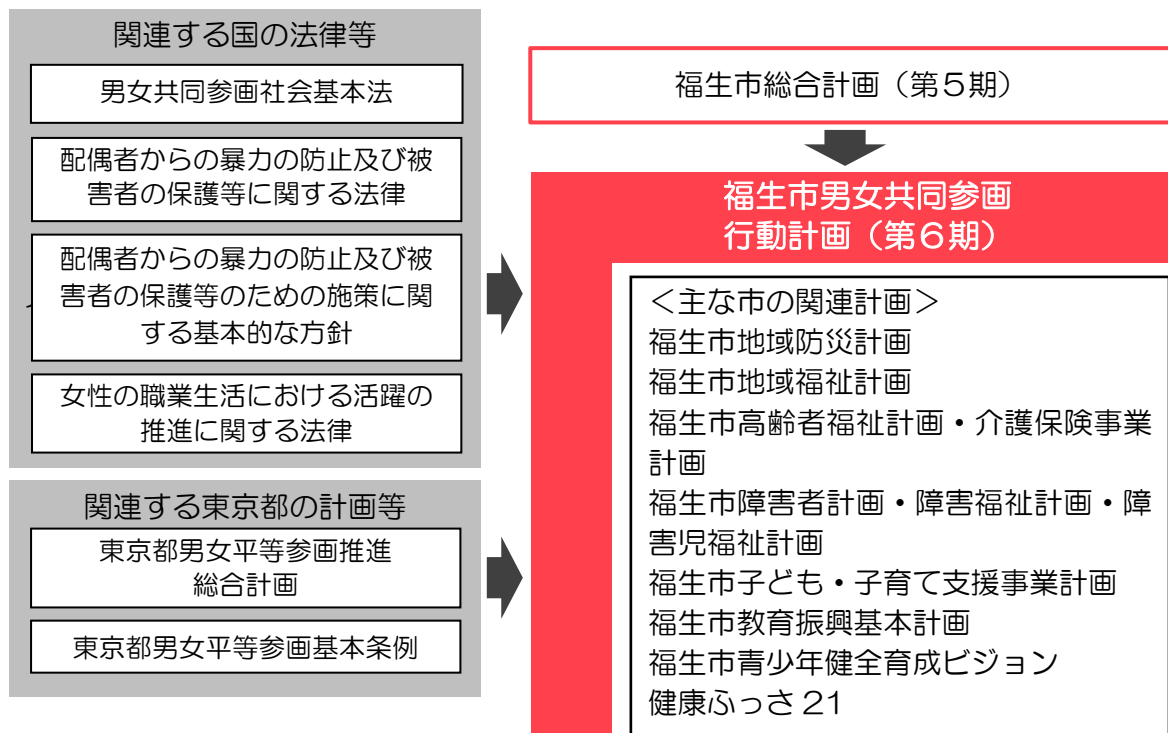
本市では平成 8 年（1996 年）に「福生市女性行動計画—ふっさ女性プラン—」を策定して以降、社会の動きに対応しながら女性の地位向上とエンパワーメント*に向けて様々な施策に取り組んできました。

男女共同参画社会の実現に向けては、市民一人ひとりが「男女という性別だけでなく、年齢、職業、身体状況、国籍などに関わらず誰もがお互いの人権を認め合う」という人権尊重の意識を持ち、それぞれが自立し、性別にとらわれることなく個人の自由な意思で生き方を選択できる環境づくりが重要です。本市は、これまで取り組んできた、男女が尊重し合う男女共同参画社会のための施策を更に発展させ、「互いの人権を尊重し合い、それぞれが活躍できる社会づくり」を本計画策定に当たっての基本理念とします。

3 計画の性格と役割

- (1) 本計画は、男女共同参画に関する社会的な動向を鑑み、「福生市男女共同参画に関するアンケート調査」（以下「市民意識調査」といいます。）の結果や、「福生市男女共同参画審議会」からの答申を受けて、男女共同参画社会の実現に向けた本市の総合的な施策の指針とするものです。
- (2) 本計画を、以下の法律に基づく各計画として位置付けます。
 - ・「男女共同参画社会基本法」第 14 条第 3 項に基づく市町村男女共同参画計画
 - ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（DV防止法）第 2 条の 3 第 3 項に基づく市町村基本計画
 - ・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）第 6 条第 2 項に基づく市町村推進計画
- (3) 本計画は、「福生市総合計画（第 5 期）」における分野別計画として位置付けられています。（施策：多様性を認め合う、基本事業：人権の尊重）
- (4) 本計画は、国の「第 5 次男女共同参画基本計画」及び東京都の「東京都男女平等参画推進総合計画」との整合性を図っています。

■計画の位置付け



4 計画の期間

計画期間は、令和3年度（2021年度）から令和8年度（2026年度）までの6年間とします。大幅な社会情勢の変化や国・都の動向に対応して、必要に応じて適宜、見直しを行います。

令和 2年度 (2020 年度)	令和 3年度 (2021 年度)	令和 4年度 (2022 年度)	令和 5年度 (2023 年度)	令和 6年度 (2024 年度)	令和 7年度 (2025 年度)	令和 8年度 (2026 年度)	令和 9年度 (2027 年度)	令和 10年度 (2028 年度)	令和 11年度 (2029 年度)
「福生市総合計画(第5期)」									
前期基本計画 令和2年度(2020年度)～令和6年度(2024年度)					後期基本計画 令和7年度(2025年度)～令和11年度(2029年度)				
第5期 計画	【市】福生市男女共同参画行動計画(第6期) 令和3年度(2021年度)～令和8年度(2026年度)					【市】次期 福生市男女共同 参画行動計画(予定)			
見直し						見直し			
【国】第5次男女共同参画基本計画					【国】次期 男女共同参画基本計画(予定)				
【都】東京都 男女平等参画 推進総合計画		【都】次期 東京都男女平等参画推進総合計画 (予定)							

【本計画の計画期間について】

本市では第5期計画まで、男女共同参画行動計画の計画期間を5年間とし、国の男女共同参画基本計画の改定と同時期に新たな本市の計画策定を進め、男女共同参画行動計画を策定してきましたが、国の計画策定後に本計画を見直した新たな計画を策定し、国の方針を反映することができるよう、今回の計画は6年間とします。

5 計画策定の背景

(1)世界の動き

- 昭和 50 年（1975 年）を国際連合が「国際女性年」、それに続く 10 年を「国連女性の 10 年」と定め、「平等・開発・平和」を目標に掲げた「世界行動計画」が採択されると、目標達成に向けての各国での取組が急速に進みました。
- 昭和 54 年（1979 年）にニューヨークで開催された「第 34 回国連総会」において、「女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（女子差別撤廃条約）が採択され、性に基づく差別の撤廃と女性の地位向上に向けた世界的な取組が大きく前進しました。日本では昭和 60 年（1985 年）にこの条約を批准しました。
- 昭和 60 年（1985 年）には、「『国連女性の 10 年』ナイロビ世界会議（第 3 回世界女性会議）」が開催され、「西暦 2000 年に向けての女性の地位向上のためのナイロビ将来戦略（ナイロビ将来戦略）」が採択されました。また、10 年後の平成 7 年（1995 年）に北京で開催された「第 4 回世界女性会議」において、ナイロビ将来戦略の評価・見直しとともに、「北京宣言」及び「行動綱領」が採択され、現在の女性政策の世界的な指針となりました。
- 平成 12 年（2000 年）には、国連特別総会「女性 2000 年会議」が開催され、第 4 回世界女性会議において採択された「北京宣言」及び「行動綱領」の目的と目標達成への決意を表明する「政治宣言」及び「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」（成果文書）が採択されました。
- 平成 17 年（2005 年）の「第 49 回国連女性の地位委員会〔国連「北京+10」世界閣僚級会合〕」、平成 22 年（2010 年）の「第 54 回国連女性の地位委員会〔国連「北京+15」世界閣僚級会合〕」、平成 27 年（2015 年）の「第 59 回国連女性の地位委員会〔国連「北京+20」世界閣僚級会合〕」では、「北京宣言及び行動綱領」や「女性 2000 年会議成果文書」の実施状況が協議され、一層の取組を求める宣言が採択されています。
- 平成 23 年（2011 年）に発足した「ジェンダー平等*と女性のエンパワーメントのための国連機関（UN Women）」を中心に、女性の地位向上を求める動きはますます活発化しています。更に、「国際環境・開発会議」「世界人権会議」「国際人口・開発会議」等の様々な国際会議において、環境、人口、貧困等の地球規模の問題解決のためには、女性の地位向上と参画が不可欠であることが認識されています。

- 平成 27 年（2015 年）の国連サミットにおいて、令和 12 年（2030 年）までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標としてSDGs（持続可能な開発目標）*が採択されました。17 の目標と 169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っています。目標5として「ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う」ことが位置付けられました。
- 令和元年（2019 年）の G20 大阪サミットにおいて採択された G20 大阪首脳宣言では、「女性のエンパワーメント」の項目において「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントは、持続可能で包摂的な経済成長に不可欠である」ことが明記され、雇用環境における女性に対する差別を解消するために行動すること、女児・女性教育及び訓練への支援を継続することが示されました。

(2) 国の動き

【男女共同参画社会の実現に向けて】

- 昭和 50 年（1975 年）の「国際女性年」を契機に、国内でも男女平等に関する法律や制度の整備が進められました。平成 11 年（1999 年）には、男女共同参画社会形成の一層の推進を図ることを目的に「男女共同参画社会基本法」が制定され、翌年にはこれに基づく計画として、「男女共同参画基本計画」が策定されました。
- 平成 19 年（2007 年）には、「仕事と生活の調和推進官民トップ会議」において、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定され、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）*の実現が求められました。また、同年には、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（男女雇用機会均等法）も改正されています。
- 平成 21 年（2009 年）には、父親も子育てに関わることができる働き方の実現に向けて「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（育児・介護休業法）が大幅に改正されました。
- 令和 2 年（2020 年）には、「第 5 次男女共同参画基本計画」が閣議決定されました。これまで、社会のあらゆる分野において、指導的地位に女性が占める割合を 30%にすることが目標となっていました。また、新型コロナウイルス感染症の拡大による、配偶者暴力の増加や深刻化の懸念、社会情勢や雇用への不安などがあり、こうした状況を踏まえ、課題を把握し、今後の政策に向けての方針や取組が述べられています。

【あらゆる暴力の根絶に向けて】

- 平成 13 年（2001 年）に公布・一部施行された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（配偶者暴力防止法）は、改正が繰り返されています。平成 25 年（2013 年）には同法が一部改正され、生活の本拠をともにする交際相手からの暴力及びその被害者についても、配偶者からの暴力及びその被害者に準じて、法を適用することとし、法律名も「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改められました。
- 平成 25 年（2013 年）には、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」が改正されました。電子メールを送信する行為の規制対象への追加や、禁止命令等を行うことができる公安委員会等の拡大、禁止命令等を求める旨の申出や禁止命令等についての通知等、被害者の関与の強化といった措置が講じられることとされています。
- 令和元年（2019 年）、配偶者暴力防止法の一部改正を含む「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」が制定成立しました。児童虐待防止対策及び配偶者からの暴力の被害者の保護対策の強化を図るため、児童虐待と密接な関連があるとされるDVの被害者の適切な保護が行われるよう、相互に連携・協力すべき関係機関として児童相談所が明文化され、その保護の適用対象として被害者の同伴家族が含まれることも明示されました。
- 令和元年（2019 年）には労働施策総合推進法が改正され、パワー・ハラスメント*対策として雇用管理上必要な措置を講じることが事業主の義務となりました。中小企業は、令和 4 年（2022 年）3 月 31 日までの間、努力義務となります。
- 令和 2 年（2020 年）に「セクシュアルハラスメントに関するハラスメント*防止のための指針」が改正されました。この改正により、セクシュアル・ハラスメント*等の防止に関する国・事業主・労働者の責務が明確化され、セクシュアル・ハラスメント等に関して相談した労働者に対して事業主が不利益な取扱いを行うことが禁止されるなど、セクシュアル・ハラスメント等の防止対策も強化されました。

【あらゆる分野における女性の活躍促進に向けて】

- 平成 27 年（2015 年）には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が成立しました。これにより、働く場面で活躍したいという希望を持つ全ての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するために、女性の活躍推進に向けた数値目標を盛り込んだ行動計画の策定・公表や、女性の職業選択に資する情報の公表が事業主（国や地方公共団体、民間企業等）に義務付けられました。女性活躍推進法は令和元年（2019 年）に改正され、「一般事業主行動計画の策定義務の対象拡大」、「女性活躍に関する情報公表の強化」、「特例認定制度（プラチナえるぼし）の創設」の 3 点が新たに盛り込まれました。

- 平成 28 年（2016 年）に「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」が決定されました。この指針は、女性の活躍推進の前提となるワーク・ライフ・バランスの実現等に向け、公共調達及び補助金の分野においてインセンティブを得る企業のポジティブ・アクション*等を推進することを目的とするものです。
- 平成 30 年（2018 年）に「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が成立しました。この法律では、政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進し、男女が共同して参画する民主政治の発展に寄与することを目的としています。基本原則として、「①衆議院、参議院及び地方議会の議員の選挙において、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指して行われること」「②男女がその個性と能力を十分に発揮できること」「③家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となること」の 3 点を設定し、国・地方公共団体の責務や、政党等の努力義務について定められています。

(3) 東京都の動き

- 平成 12 年（2000 年）、「男女共同参画社会基本法」を受け、「東京都男女平等参画基本条例」が施行されました。これに基づき、平成 14 年（2002 年）には、「男女平等参画のための東京都行動計画 チャンス&サポート東京プラン 2002」が策定され、男女平等に関する取組を積極的に推進してきました。
- 平成 18 年（2006 年）には、配偶者暴力について、「東京都配偶者暴力対策基本計画」が策定され、その後 3 回の改定が図られるなど、配偶者暴力対策を体系的に示しながら取組が進められています。また、配偶者・パートナー等親密な男女間で起こる暴力問題に関係する総合的な取組に向けて、配偶者暴力対策事業の着実な推進を図り、機関相互の連携を促進するとともに、中長期的な課題について検討するため、「東京都配偶者暴力対策ネットワーク会議」が設置されています。
- 平成 19 年（2007 年）には、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進」と「女性のチャレンジ支援の推進」等を軸に据えた「男女平等参画のための東京都行動計画 チャンス&サポート東京プラン 2007」が策定され、更に平成 24 年（2012 年）に新たな重点課題を加えた計画が「男女平等参画のための東京都行動計画 チャンス&サポート東京プラン 2012」として改定されました。
- 平成 28 年（2016 年）に「東京都女性活躍推進白書」を策定しました。この白書は、全ての女性が働く場をはじめ、家庭や地域生活も含めたあらゆる場で活躍できること、そして活躍の先にある「幸せ」や「ゆとりある生活」を実現できる社会の実現を目指して、男性も女性も生き生きと豊かに暮らせるまち・東京の実現に向けて現状や課題、取組の方向性をまとめたものです。

- 平成 29 年（2017 年）に、女性活躍推進法第 6 条に基づく「女性活躍推進計画」と、配偶者暴力防止法第 2 条の 3 第 1 項に基づく「東京都配偶者暴力対策基本計画」の両計画を合わせて、男女共同参画社会基本法第 14 条に基づく都道府県男女共同参画計画及び東京都男女平等参画基本条例第 8 条に基づく行動計画として「東京都男女平等参画推進総合計画」が策定され、男女が平等に参画できる社会の実現に向けて、各種施策に取り組んでいます。

(4) 福生市の動き

- 平成 8 年（1996 年）に「福生市女性行動計画一ふっさ女性プランナー」を策定し、様々な女性施策に取り組んできました。その後、男女共同参画社会基本法等の新たな法律の制定を受け、平成 13 年（2001 年）にそれを引き継ぐ形の「福生市男女共同参画行動計画一ふっさ女性プランナー（第 2 期）」を策定し、男女共同参画社会実現に向けた様々な取組を進めてきました。
- 平成 22 年（2010 年）には「福生市男女共同参画審議会」を設置し、複数の視点から計画を検討する動きを整えました。また、同年 4 月に、計画に基づく事業の推進を図るため、庁内に「福生市男女共同参画事業推進本部」を設置し、平成 26 年（2014 年）7 月に「福生市男女共同参画事業推進会議」へと、名称を変更しました。
- 平成 28 年（2016 年）に策定した「福生市男女共同参画行動計画（第 5 期）」では、「あらゆる男女の人権が尊重される社会づくり」を基本理念として、本市における男女共同参画社会の更なる推進のための施策を進めました。

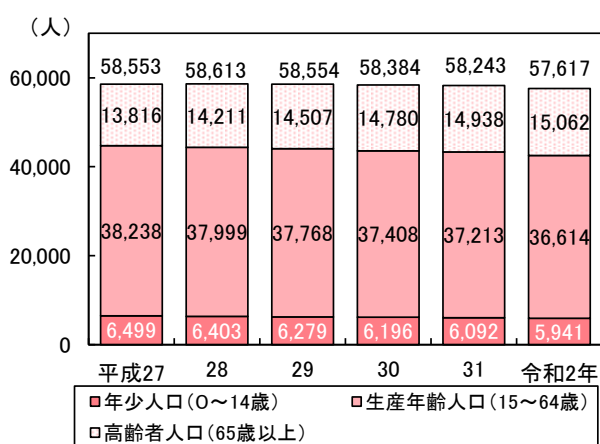
第2章 福生市の現状と課題

1 統計から見る本市の現状

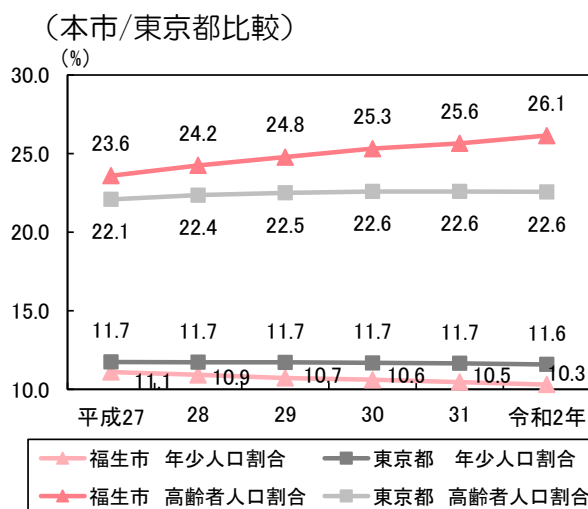
(1)人口の状況

本市の人口は減少傾向にあります。年齢3区分別で見ると、年少人口と生産年齢人口は減少している一方、高齢者人口は増加しています。年少人口割合と高齢者人口割合の推移を見ると、高齢者人口割合は平成27年から2.5ポイント増加、年少人口割合は0.8ポイントの減少となっています。都と比較して高齢化の進行が速くなっています。

■年齢3区分別人口の推移（本市）



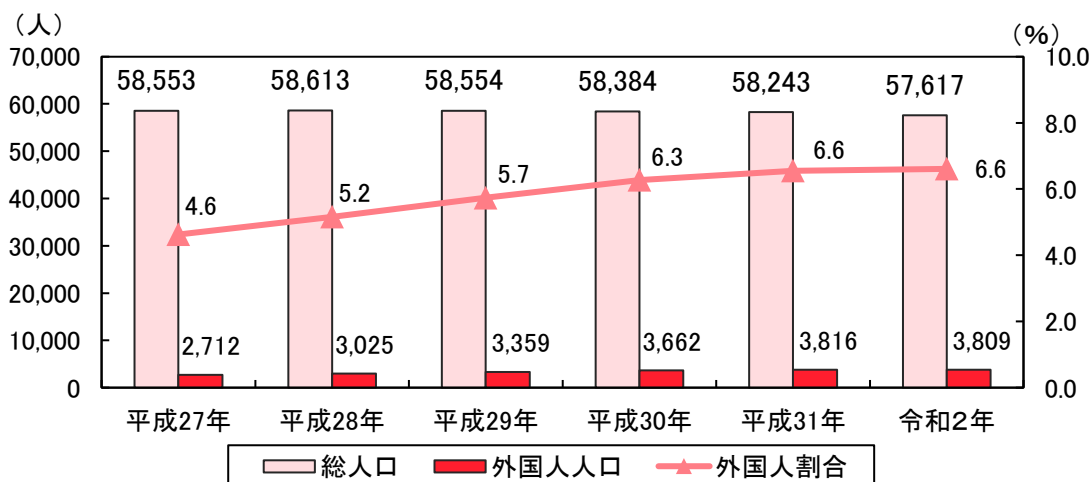
■年少人口割合と高齢者人口割合の推移（本市/東京都比較）



資料：住民基本台帳（各年1月1日現在）

本市の外国人人口は、平成31年から令和2年にかけてわずかに減少していますが、増加傾向にあります。外国人人口割合も増加傾向にあります。

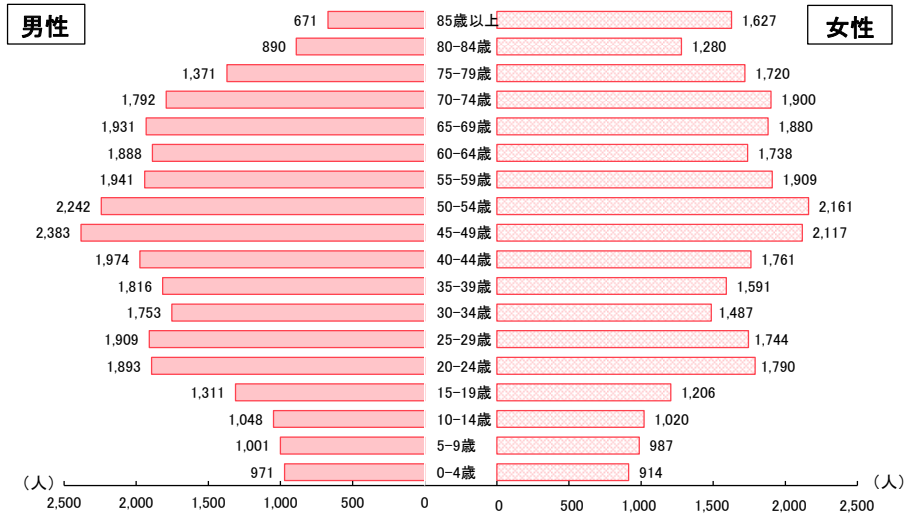
■外国人人口割合の推移（本市）



資料：住民基本台帳（各年1月1日現在）

人口ピラミッドを見ると、男女ともに20歳代と45～54歳が多くなっています。年少人口が減少し、高齢人口が増加している傾向から、今後も少子高齢化が更に進行することが予測されます。年少人口と生産年齢人口の減少を抑える対策が必要です。

■人口ピラミッド（本市）

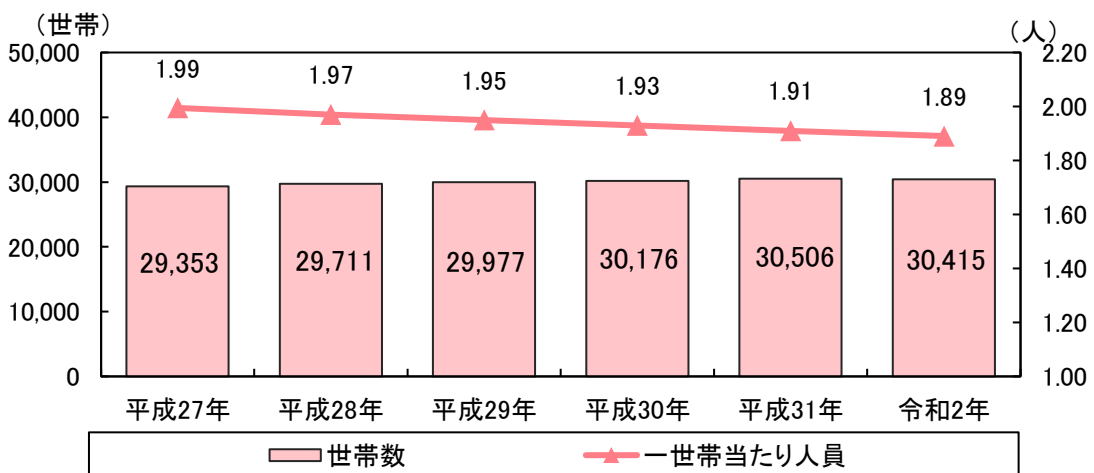


資料：住民基本台帳（令和2年1月1日現在）

(2)世帯の状況

世帯数は令和2年にやや減少していますが、平成27年から平成31年までは増加傾向にあります。また、一世帯当たり人員は減少傾向にあります。

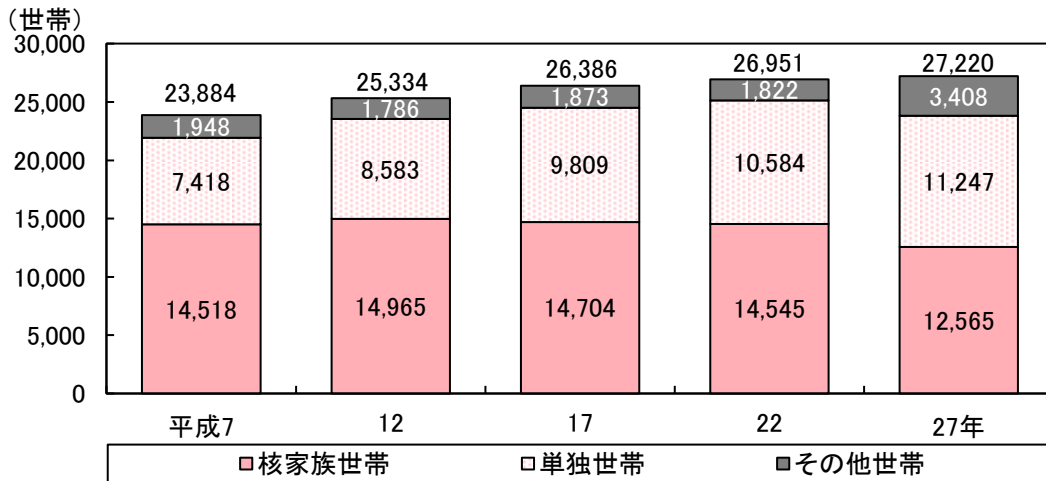
■世帯数及び一世帯当たり人員の推移（本市）



資料：住民基本台帳（各年1月1日現在）

世帯数の推移を家族類型別に見ると、平成 22 年から平成 27 年にかけて単独世帯数が増加し、核家族世帯が減少しています。世帯の少人数化により家庭内での育児や介護の負担が大きくなることが予測されることから、育児や介護サービスの充実がより一層重要になる可能性があります。

■家族類型別世帯数の推移（本市）

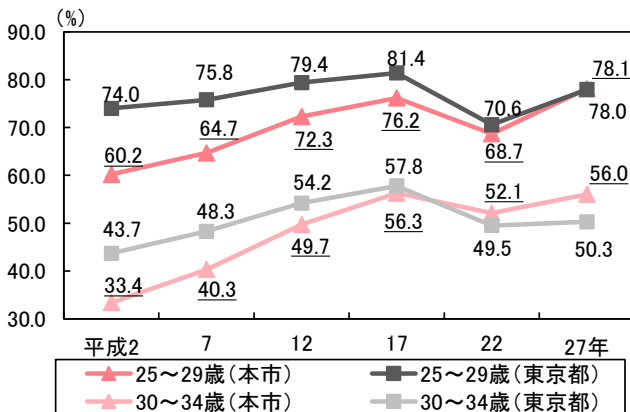


資料：国勢調査

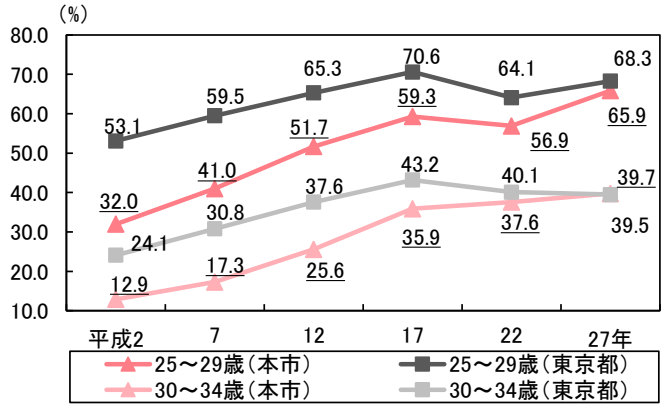
(3)結婚・出産・保育の状況

25～34 歳の未婚率は、平成 17 年まで男女ともに上昇を続けていましたが、女性の 30～34 歳を除き平成 22 年で一度下降しています。平成 27 年には再び上昇に転じています。都と比較して未婚率は低い傾向にありましたが、男性の 30～34 歳では平成 22 年に逆転し、25～29 歳も都と同水準になっています。女性も平成 22 年以降差が縮まっています。

■男性の未婚率の推移（本市/東京都比較）



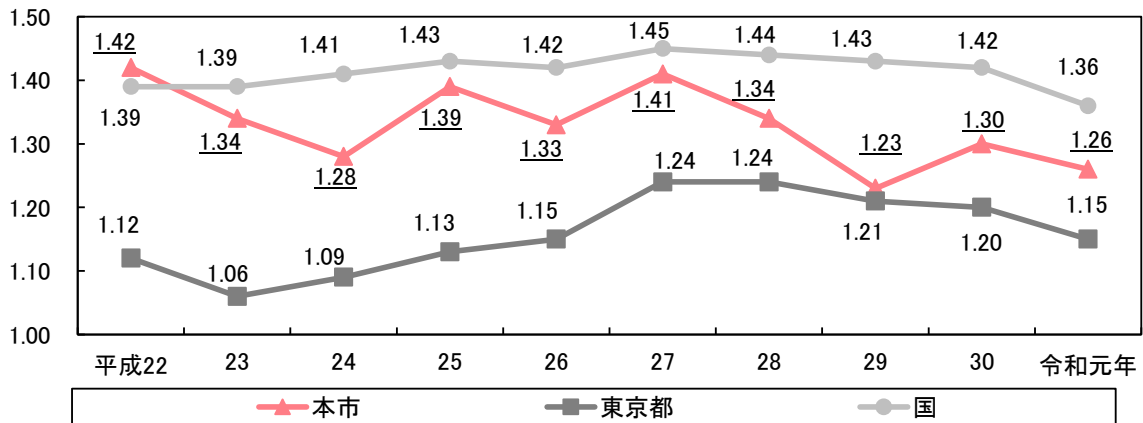
■女性の未婚率の推移（本市/東京都比較）



資料：国勢調査

令和元年の本市の合計特殊出生率*は 1.26 となっており、過去 10 年間で最も低い平成 29 年の 1.23 に次ぐ 2 番目の低さとなっています。東京都と比較すると高い水準となっていますが、国と比較すると平成 23 年以降低い水準となっています。合計特殊出生率の減少は少子化や人口減少につながるため、安心して出産・子育てができる環境整備に向けて取り組む必要があります。

■合計特殊出生率の推移（本市/東京都/国比較）



資料：人口動態統計

本市では認可保育所の定員数の増加に取り組んでおり、平成 28 年度以降、4 月 1 日時点では待機児童は発生していません。

■認可保育所の定員数と待機児童数の推移（本市）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度
定員(人)	1,359	1,359	1,369	1,385	1,395	1,395
待機児童数(人)	6	0	0	0	0	0

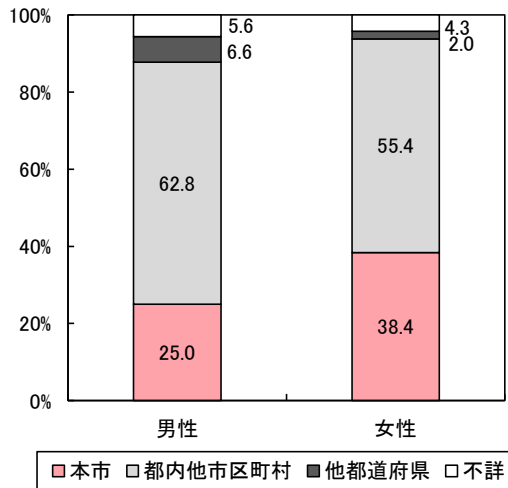
(各年 4 月 1 日現在)

(4) 就労の状況

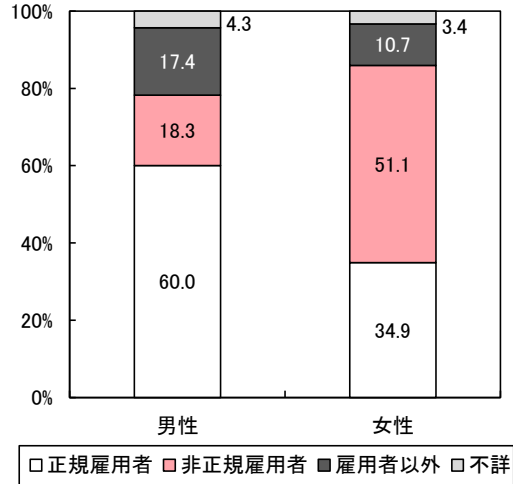
就業者の従業地は、男女ともに他市区町村が本市を上回っています。男性は女性より他市区町村が12ポイント高くなっています。

就業者の雇用形態を性別に見ると、男性は正規雇用者が60.0%で非正規雇用者を上回っているのに対し、女性は非正規雇用者が51.1%と半数を超えています。

■ 就業者の従業地（本市）



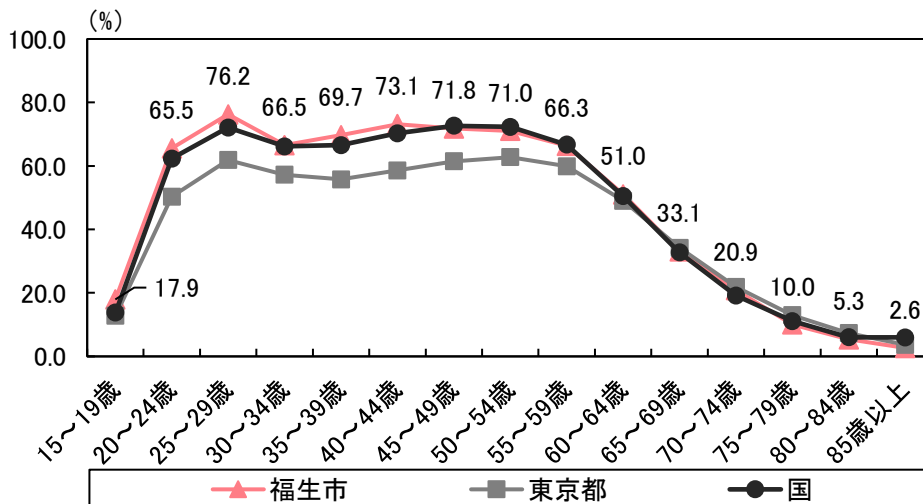
■ 就業者の雇用形態（本市）



資料：国勢調査（平成27年）

本市の女性の労働力率*は国とほぼ同じですが、15～64歳までは東京都と比較して高くなっています。本市では東京都と比較し、結婚・出産期に当る世代や子育て世代において、就業への意欲を持つ女性が多いことがうかがえます。

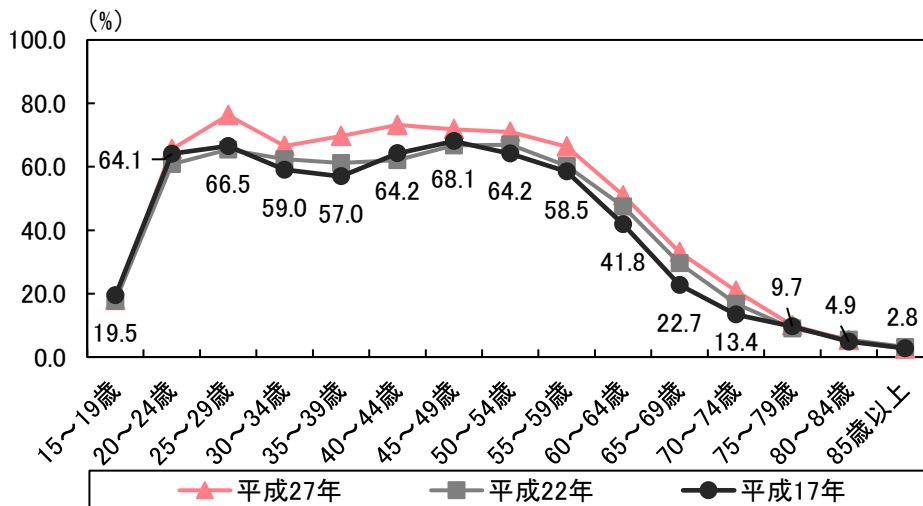
■ 5歳年齢階級別の女性の労働力率（本市/東京都/国比較）



資料：国勢調査（平成27年）
 ※データラベルは本市の数値

女性の労働力率を経年比較すると、平成 22 年から平成 27 年にかけて 20～79 歳で上昇しています。M字カーブ*の底は浅くなっていますが、25～29 歳の労働力率の上昇が大きいので、M字カーブの傾向は残っています。また、M字カーブの底は、平成 22 年まで 35～39 歳でしたが、平成 27 年では 30～34 歳に移動しています。

■ 5 歳年齢階級別の女性の労働力率の推移（本市）

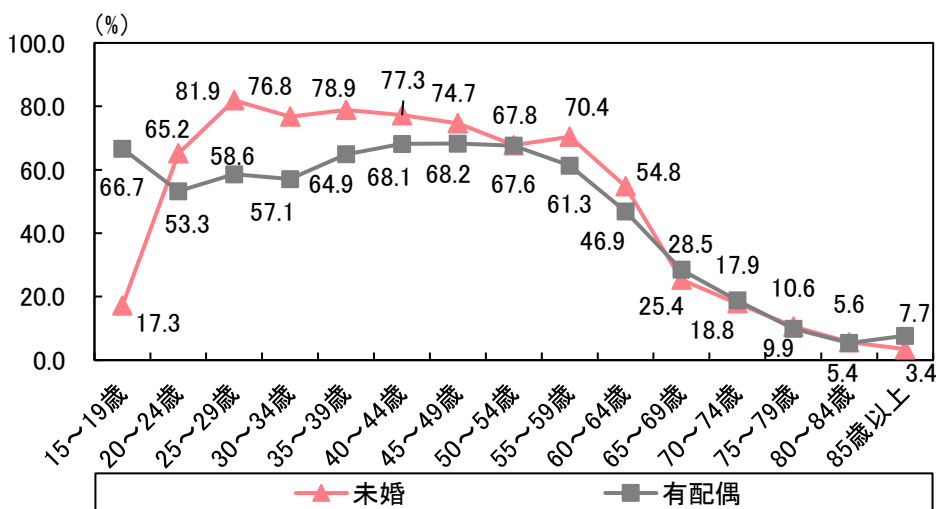


資料：国勢調査

※データラベルは平成 17 年の数値

本市の女性の未婚・有配偶別の就業率*は、20～64 歳で未婚が有配偶を上回っています。20～39 歳では 10 ポイント以上と差が大きくなっています。また、20～49 歳にかけて、有配偶女性の就業率は世代を追うごとに上昇しており、子どもの成長に応じて働く女性が増加していることがうかがえるため、保育等子育て支援に関わるサービスが求められます。

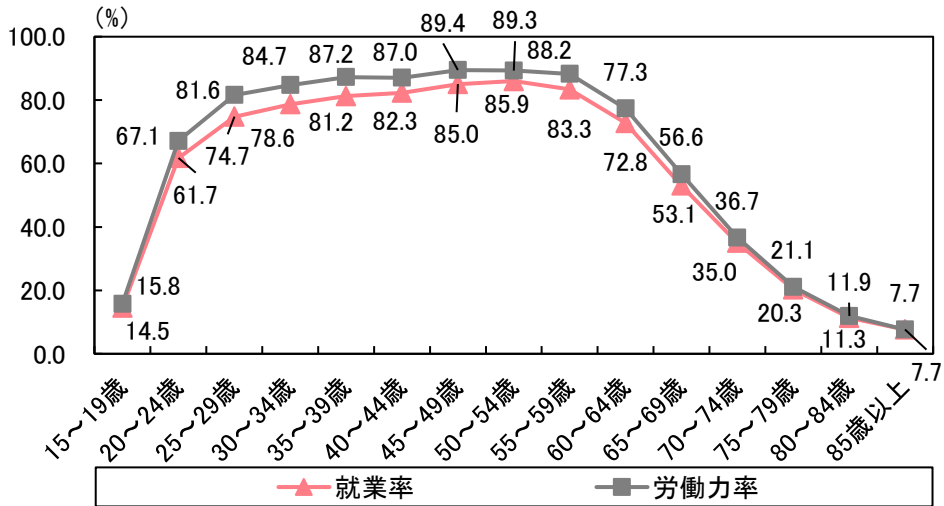
■ 女性の未婚・有配偶者別の就業率（本市）



資料：国勢調査（平成 27 年）

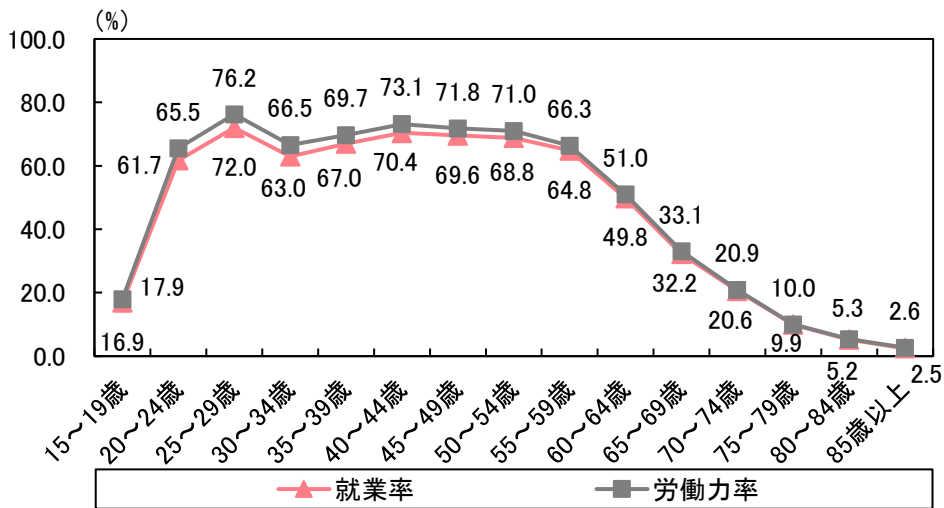
5歳階級別就業率と労働力率を比較すると、男性は20～39歳で5ポイント以上の差がありますが、女性は最も差が大きい25～29歳でも4.23ポイントとなっており、女性より男性の方が就職に結び付いていない人が多いことがうかがえます。男女ともに就職に結び付いていない人は20～30歳代で多くなっています。

■男性の5歳階級別就業率と労働力率（本市）



資料：国勢調査（平成27年）

■女性の5歳階級別就業率と労働力率（本市）



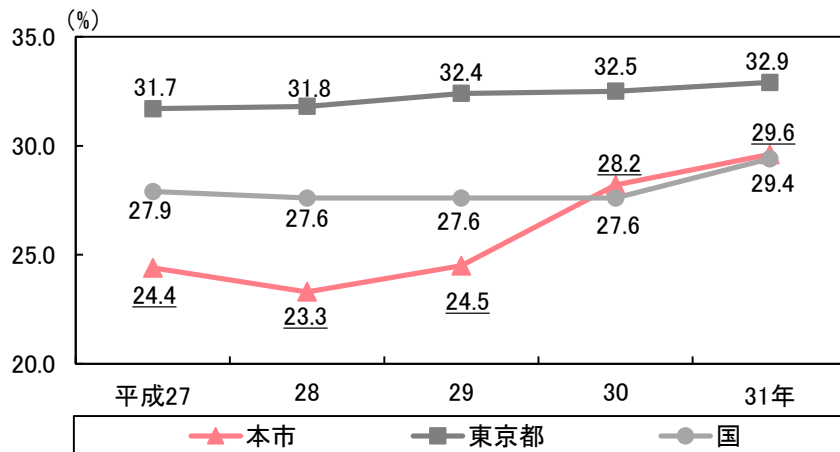
資料：国勢調査（平成27年）

(5) 女性の参画の状況

審議会等における女性委員の比率を見ると、本市は平成 28 年から増加傾向にあり、平成 31 年時点では 29.6%となっています。東京都自治体平均、全国自治体平均と比較すると、平成 30 年以降は全国自治体平均を上回っています。

令和 2 年 4 月 1 日には、福生市の審議会等における女性委員の比率は 30.7%となっており、目標の 30%を達成しています。

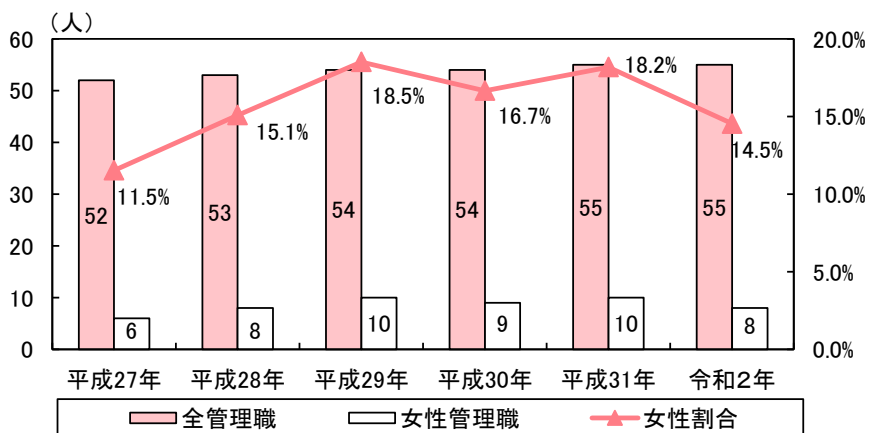
■ 審議会等における女性委員の比率の推移（本市/東京都/国比較）



資料：地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況（各年4月1日現在）

本市における女性管理職割合の推移を見ると、女性管理職の人数は増減を繰り返しています。割合は年ごとに大きく変動していますが、これは母数が少なく1人の増減で割合が大きく変動しているためです。

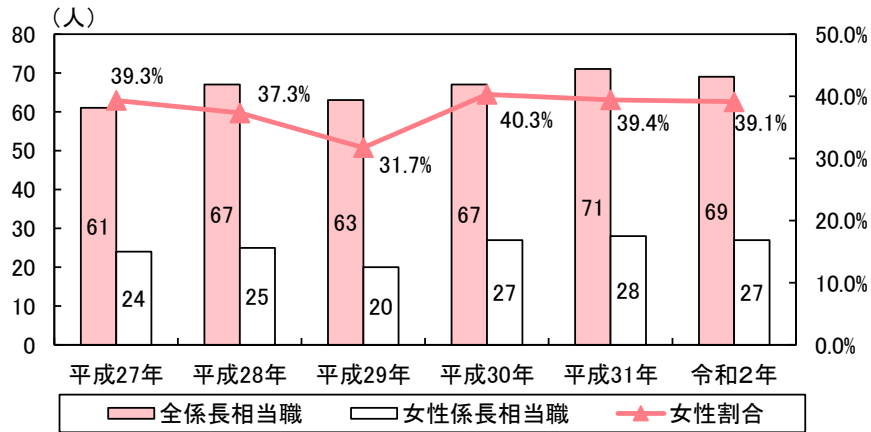
■ 本市における女性管理職割合の推移



（各年4月1日現在）

係長相当職の女性割合の推移を見ると、平成 29 年に減少していますが、平成 30 年では 6 年間で最も高い水準となっています。平成 31 年以降も 39%台を保って推移しています。

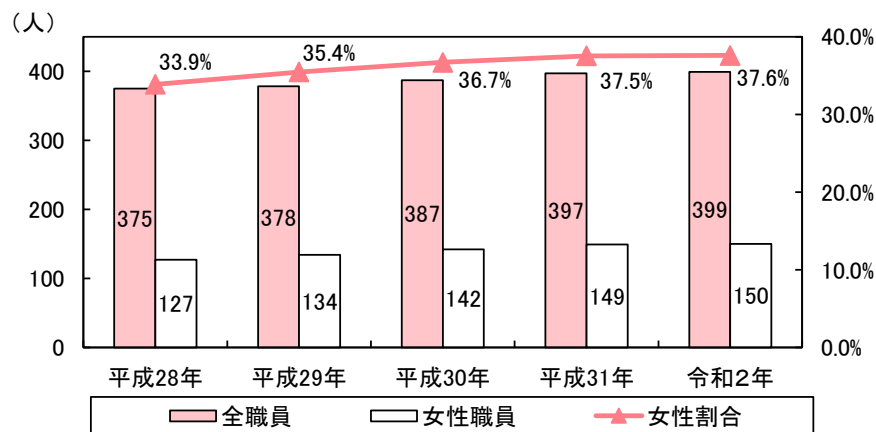
■本市における係長相当職の女性割合の推移



(各年4月1日現在)

職員の女性割合の推移を見ると、わずかに増加傾向になっています。職員全体の人数が増加しているため増加は緩やかです。

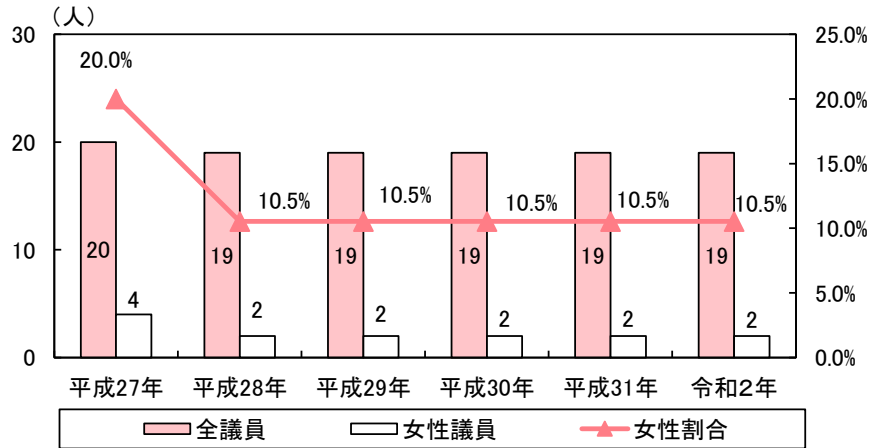
■本市における職員の女性割合の推移



(各年4月1日現在)

市議会議員の女性割合の推移を見ると、平成 28 年に 10.5%に減少して以降は状況に変化はありません。

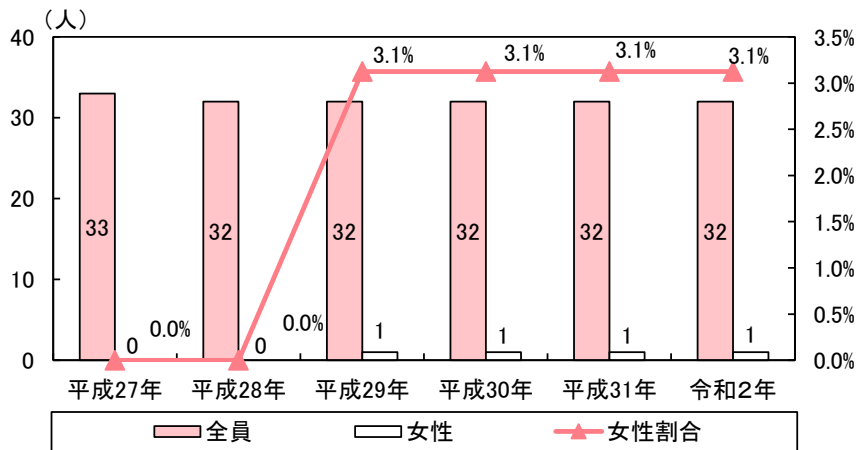
■福生市議会議員の女性割合の推移



(各年4月1日現在)

町会・自治会長における女性割合の推移については、平成 28 年まで 0 人でしたが、平成 29 年以降は 1 人となっています。他の分野と比較して女性割合が低くなっています。

■福生市町会・自治会長における女性割合の推移

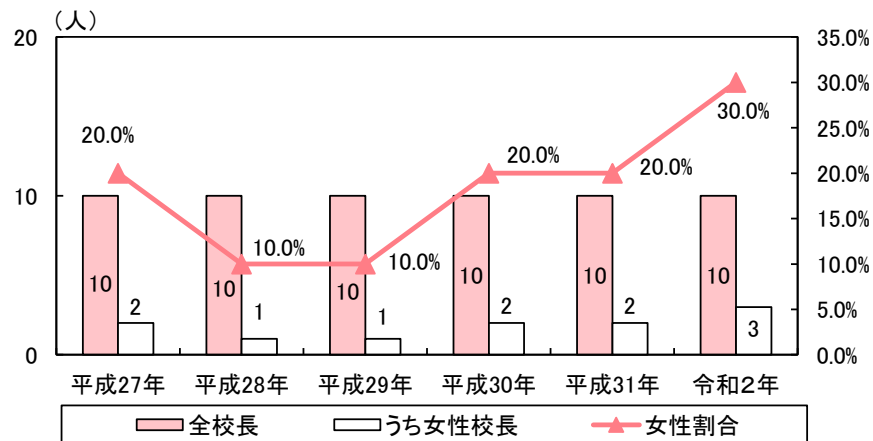


(各年4月1日現在)

市内 10 校の小中学校における、校長及び副校長の女性割合の推移を見ると、女性校長は令和 2 年で 3 人に増加しています。女性副校長については 0~1 人で推移しています。女性校長・女性副校長の合計人数は平成 27 年から令和 2 年までほぼ同水準となっています。

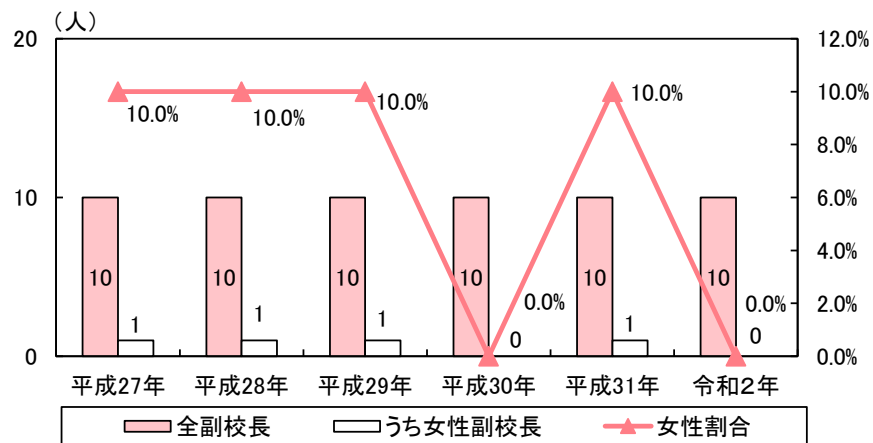
割合は年ごとに大きく変動していますが、これは、母数が少なく 1 人の増減で割合が大きく変動しているためです。

■福生市内小中学校の校長の女性割合の推移



(各年4月1日現在)

■福生市内小中学校の副校長の女性割合の推移



(各年4月1日現在)

2 市民意識調査結果から見る男女共同参画に関する意識

(1) 調査の概要

① 調査の目的

本調査は、男女平等に関する市民の意識の変化を把握し、男女共同参画施策に反映させることを目的として実施しました。

※本計画には、調査の一部を抜粋して掲載しています。全体版は、福生市ホームページ（くらしの情報＞環境・まちづくり＞男女共同参画＞令和元年度 男女共同参画に関するアンケート調査報告書）に掲載しています。

② 調査設計

調査地域：福生市全域

調査対象：住民基本台帳から無作為抽出した市内在住の20歳以上の男女2,000人

調査期間：令和元年10月21日～令和元年11月5日

調査方法：郵送配布・郵送回収による調査

回収結果：2,000件配布し、521件回収（回収率26.1%）

調査結果における“前回”は、平成26年に市が実施した「男女共同参画に関するアンケート調査」（配布：2,000件、回収率：29.0%）です。また、“全国”は内閣府が平成26年に実施した「女性の活躍推進に関する世論調査」です。

<市民意識調査結果の誤差について>

今回の調査は、調査対象となる母集団（市内在住の20歳以上の男女）から一部（2,000人）を抽出した標本調査です。この調査から得られた結果は母集団の結果から抽出したデータであるため、母集団に対して若干の誤差が生じているとされています。

今回得られたデータと母集団との誤差については、母集団比率の推定において信頼度を95%として標準誤差を算出しており、次の式によって算出されます。設問における回答比率が50%の場合に標準誤差は最大となりますが、今回の調査結果では、回答比率が50%の場合の標準誤差は±4.27%となっており、望ましいとされている最大標準誤差5%未満の範囲内となっています。

■算出式

$$\text{標準誤差} = \pm 1.96 \sqrt{\frac{N-n}{N-1} \times \frac{P(1-P)}{n}}$$

N：母集団数（福生市全体の20歳以上の人口）

n：標本数（実際の回答数） P：回答の比率

N=49,219、n=521 で算出した結果 ±4.27%

※Nは令和元年10月1日現在（住民基本台帳より）

【標準誤差について】

母集団から、2,000人を抽出した調査結果を、その母集団に戻したときにどれほどの誤差が生じる可能性があるかを、信頼度95%で見ます。

※この信頼度95%とは、「100回行えば95回は同じ結果となる（5回は異なる結果となる）」という意味です。統計学では、特殊な場合を除き、一般的には信頼度を95%と設定して誤差を算出します。

これにより算出された誤差は以下のとおりです。

回答の比率	99%又は 1%前後	90%又は 10%前後	80%又は 20%前後	70%又は 30%前後	60%又は 40%前後	50%又は 50%前後
標準誤差	±0.85%	±2.56%	±3.42%	±3.91%	±4.18%	±4.27%

見方について上表を例にすると、一つの選択肢に対し、「回答率が10%（若しくは90%）であった場合、その回答率の母集団に対する誤差の範囲は最高で±2.56%である」と見ます。つまり、母集団に置き換えると、回答率は7.44%～12.56%（87.44%～92.56%）になるといえます。

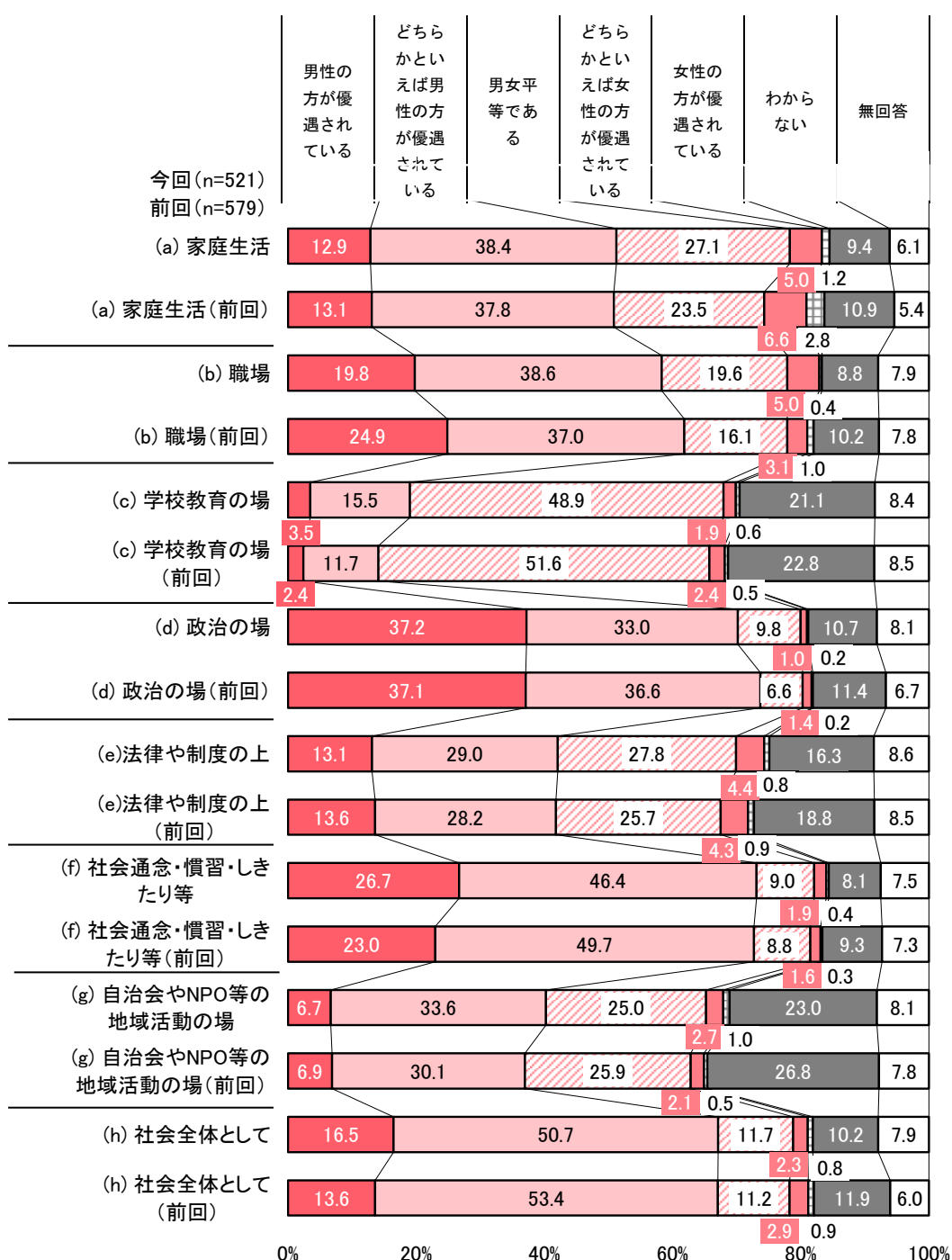
(2) 調査結果

①男女共同参画に関する意識について

男女平等感については、『d.政治の場』と『f.社会通念・慣習・しきたり等』では、「男性の方が優遇されている」と「どちらかといえば男性の方が優遇されている」を合わせた「男性の方が優遇されている」が7割台前半と高くなっています。また、『c.学校教育の場』では、「男女平等である」が48.9%と他の項目に比較して高くなっています。

前回と比較すると、『b. 職場』では「男性の方が優遇されている」が5.1ポイント減少しています。

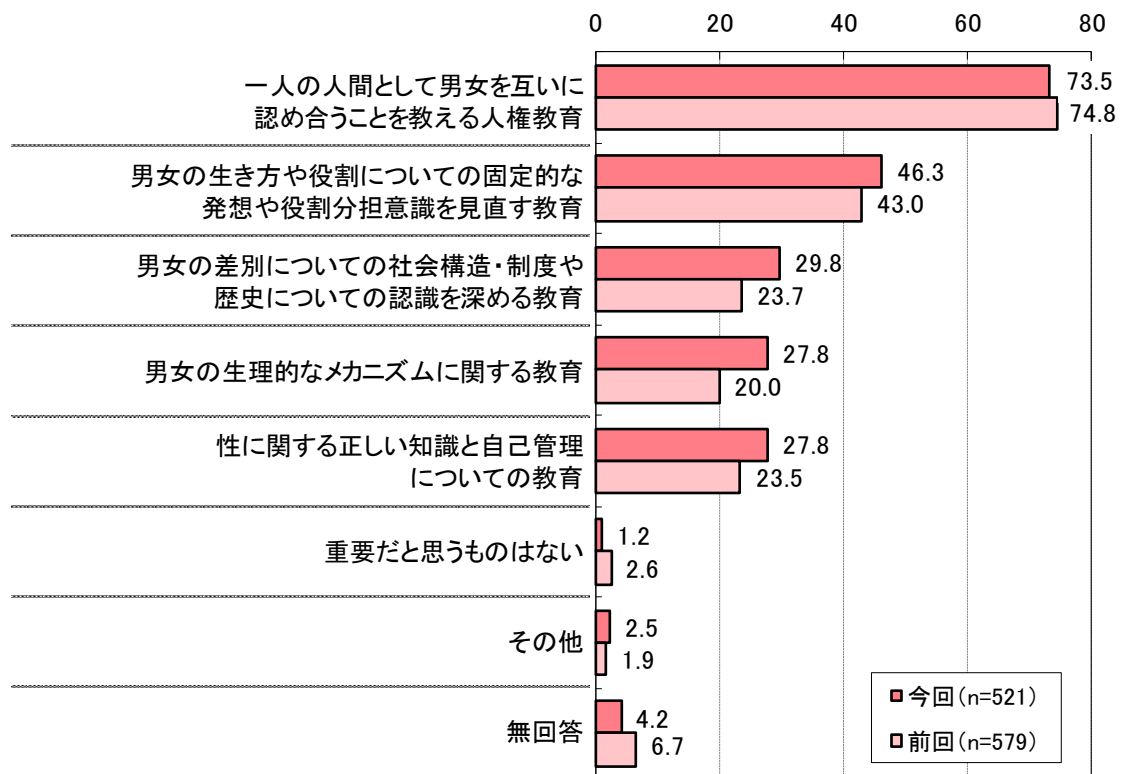
■あらゆる場における男女平等意識



男女共同参画社会の形成のために行う教育の内容について重要なことについては、「一人の人間として男女を互いに認め合うことを教える人権教育」が73.5%で最も高く、次いで「男女の生き方や役割についての固定的な発想や役割分担意識を見直す教育」が46.3%、「男女の差別についての社会構造・制度や歴史についての認識を深める教育」が29.8%となっています。

前回調査と比較すると、「男女の差別についての社会構造・制度や歴史についての認識を深める教育」が6.1ポイント、「男女の生理的なメカニズムに関する教育」が7.8ポイント増加しています。

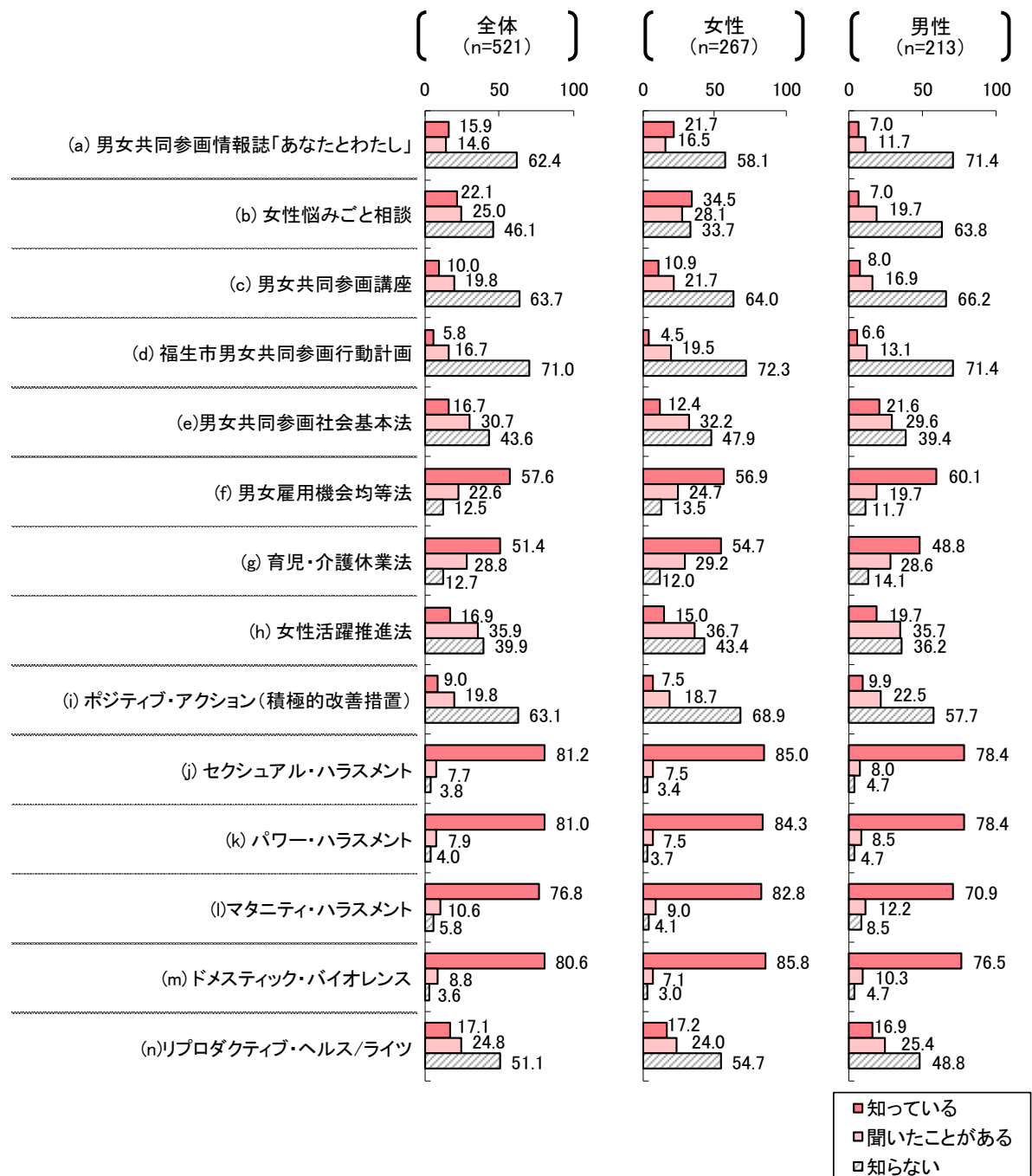
■男女共同参画社会の形成のために行う教育の内容として重要だと思うこと（複数回答）



男女共同参画にかかわる事柄・言葉の認知度については、「知っている」が“セクシュアル・ハラスメント”、“パワー・ハラスメント”“マタニティ・ハラスメント*”、“ドメスティック・バイオレンス”において7～8割、“男女雇用機会均等法”や“育児・介護休業法”において5～6割と高くなっているものの、市の取組であるaからdを含め、それ以外の項目は相対的に低くなっています。

性別を見ると、全体的な傾向はおおむね一致しているものの、女性では「知っている」が“男女共同参画情報誌「あなたとわたし」”で21.7%、“女性悩みごと相談”で34.5%、“マタニティ・ハラスメント”で82.8%となっており、男性よりも10～30ポイント上回っています。

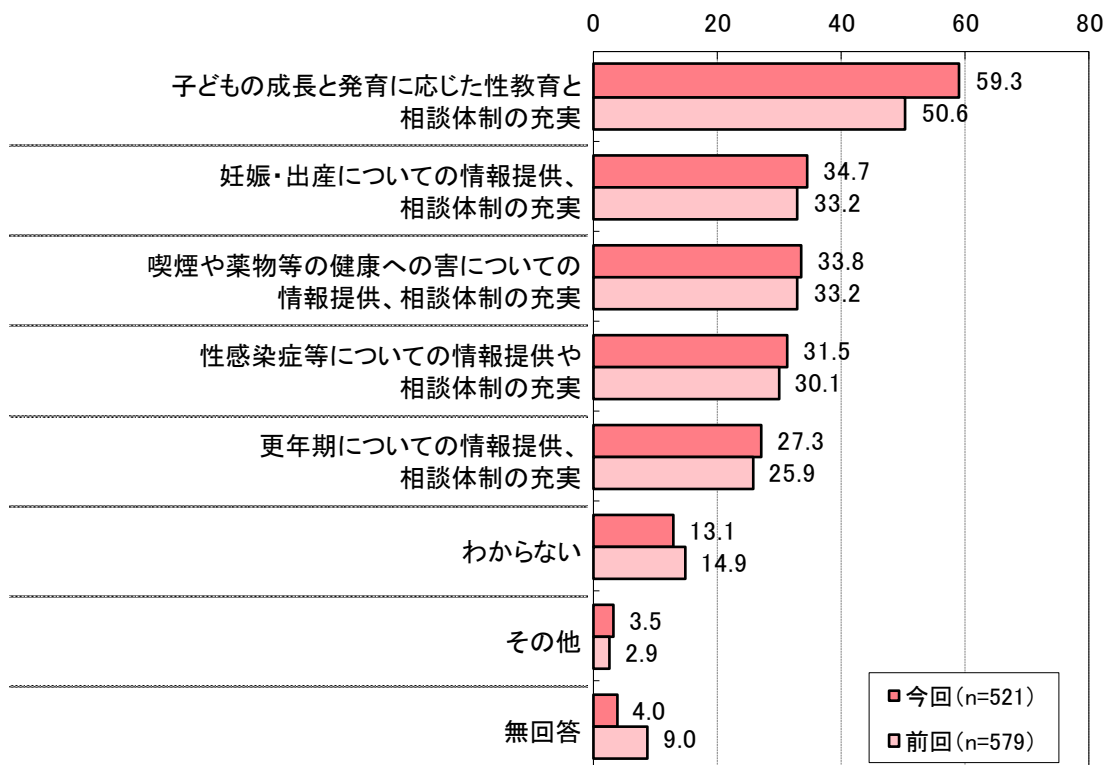
■男女共同参画にかかわる事柄や言葉の認知度



女性が妊娠、避妊、中絶に関して自分で決めたり、自分の健康を守るために必要なことについては、「子どもの成長と発育に応じた性教育と相談体制の充実」が59.3%で最も高く、次いで「妊娠・出産についての情報提供、相談体制の充実」が34.7%、「喫煙や薬物等の健康への害についての情報提供、相談体制の充実」が33.8%となっています。

前回調査と比較すると、「子どもの成長と発育に応じた性教育と相談体制の充実」が8.7ポイント増加しています。

■性の自己決定権（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ*）に基づいて、女性が妊娠、避妊、中絶に関して自分で決めたり、自分の健康を守るために必要だと思うこと（複数回答）

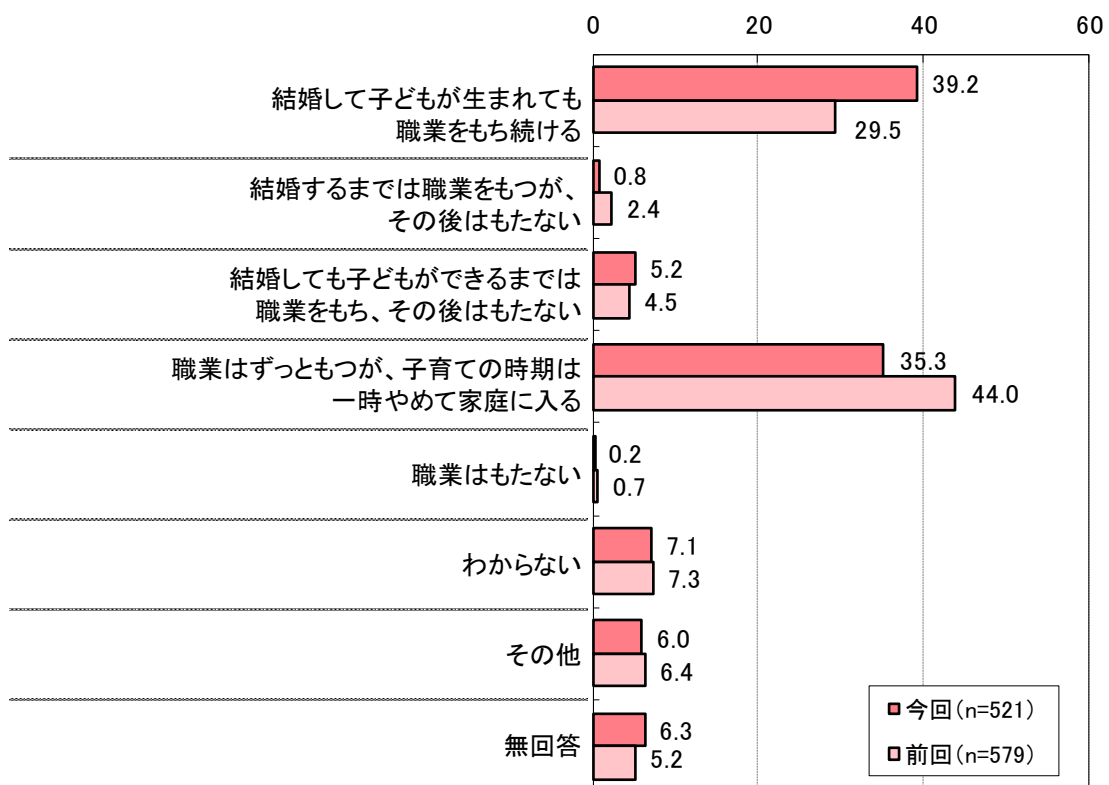


②女性の活躍に関して

女性と職業の望ましい関わり方については、「結婚して子どもが生まれても職業をもち続ける」の『職業継続型』が39.2%で最も高く、次いで「職業はずっともつが、子育ての時期は一時やめて家庭に入る」の『中断再就職型』が35.3%、「わからない」が7.1%となっています。

前回調査と比較すると、「結婚して子どもが生まれても職業をもち続ける」が9.7ポイント増加し、「職業はずっともつが、子育ての時期は一時やめて家庭に入る」が8.7ポイント減少しています。

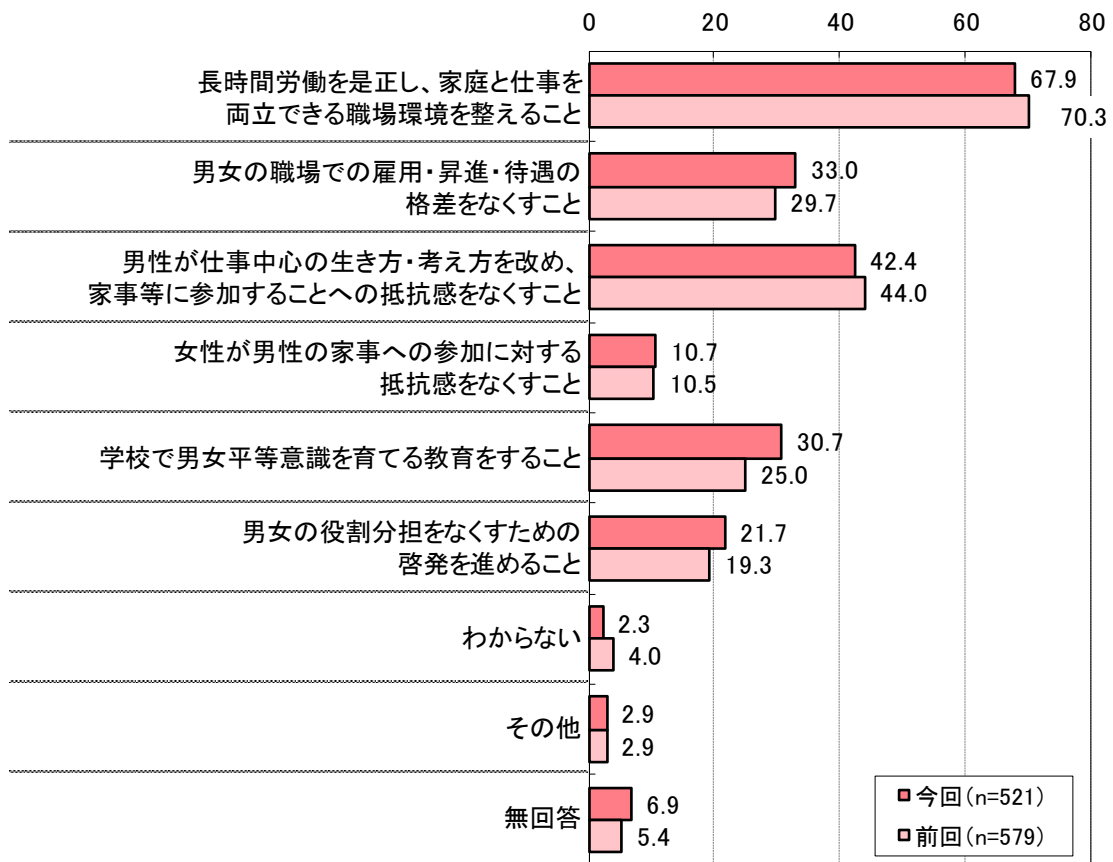
■女性と職業の望ましい関わり方



男女がともに仕事と生活の調和を図るために必要なことについては、「長時間労働を是正し、家庭と仕事を両立できる職場環境を整えること」が67.9%で最も高く、次いで「男性が仕事中心の生き方・考え方を改め、家事等に参加することへの抵抗感をなくすこと」が42.4%、「男女の職場での雇用・昇進・待遇の格差をなくすこと」が33.0%となっています。

前回調査と比較すると、「学校で男女平等意識を育てる教育をすること」が30.7%と、5.7ポイント増加しています。

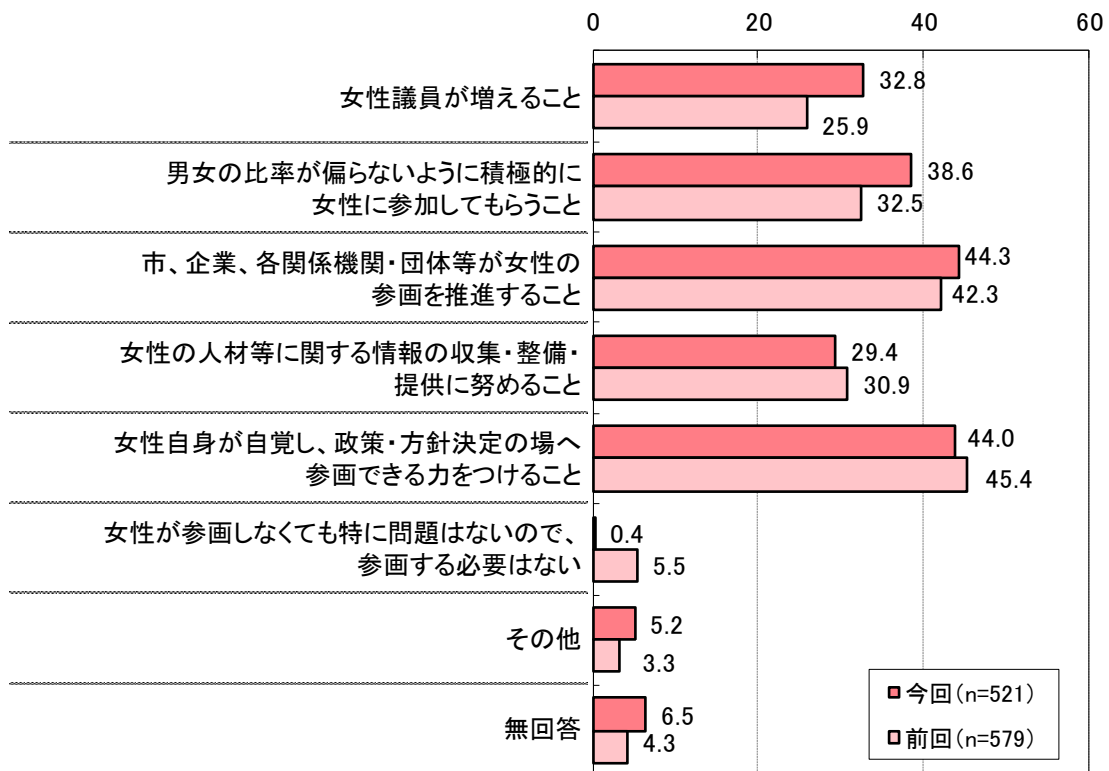
■男女がともに仕事と生活の調和を図るために、必要だと思うこと（複数回答）



政策や方針決定の場において女性の参画を進めるために必要なことについては、「市、企業、各関係機関・団体等が女性の参画を推進すること」が44.3%で最も高く、次いで「女性自身が自覚し、政策・方針決定の場へ参画できる力をつけること」が44.0%、「男女の比率が偏らないように積極的に女性に参加してもらうこと」が38.6%となっています。

前回調査と比較すると、「女性議員が増えること」、「男女の比率が偏らないように積極的に女性に参加してもらうこと」がやや増加しています。

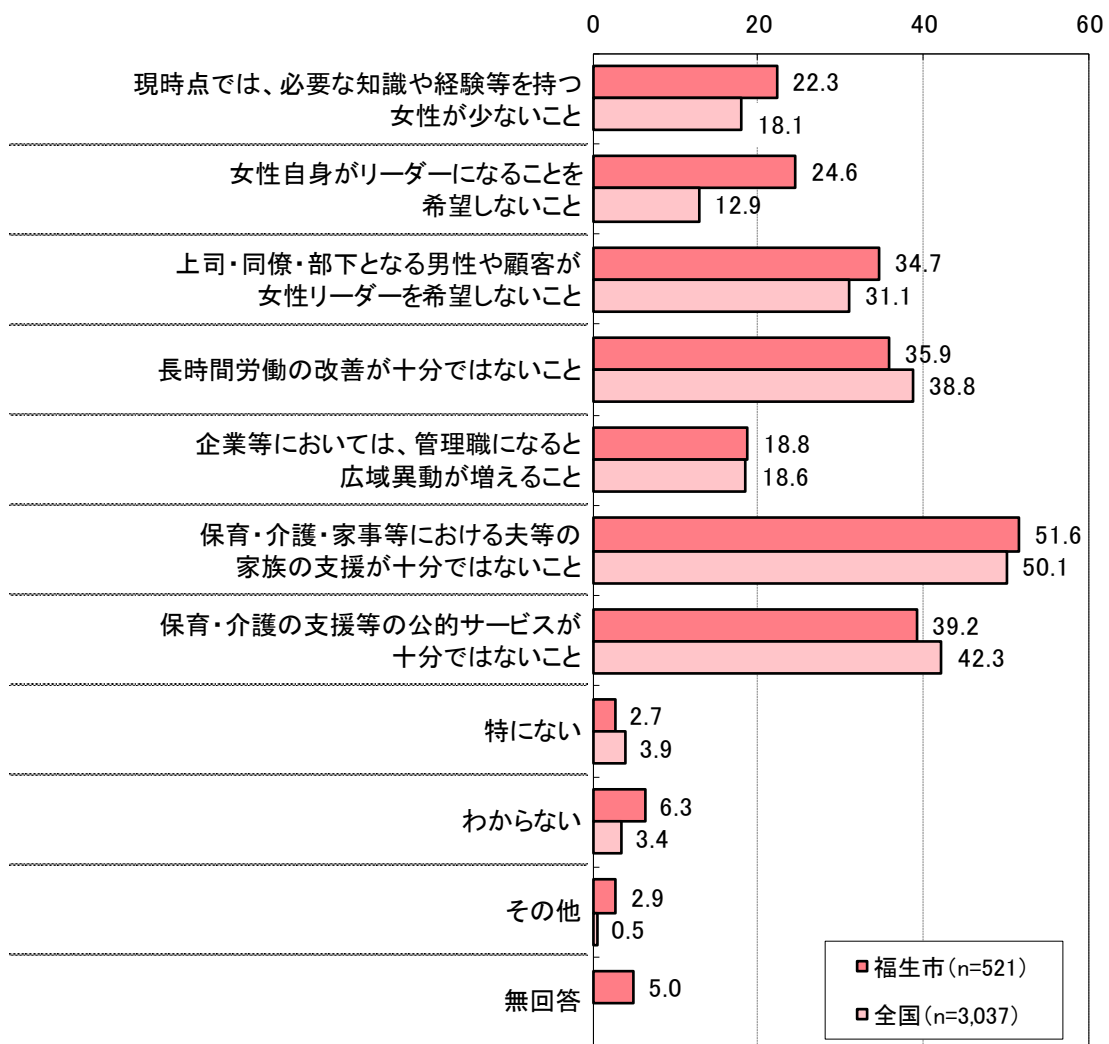
■ 政策や方針決定の場において女性の参画を進めるにはどのようなことが必要だと思うか
(複数回答)



政治・経済・地域等の各分野で女性のリーダーを増やすときに障害となるものについては、「保育・介護・家事等における夫等の家族の支援が十分ではないこと」が51.6%で最も高く、次いで「保育・介護の支援等の公的サービスが十分ではないこと」が39.2%、「長時間労働の改善が十分ではないこと」が35.9%となっています。

全国調査と比較すると、「女性自身がリーダーになることを希望しないこと」が24.6%と、本市が11.7ポイント高くなっています。

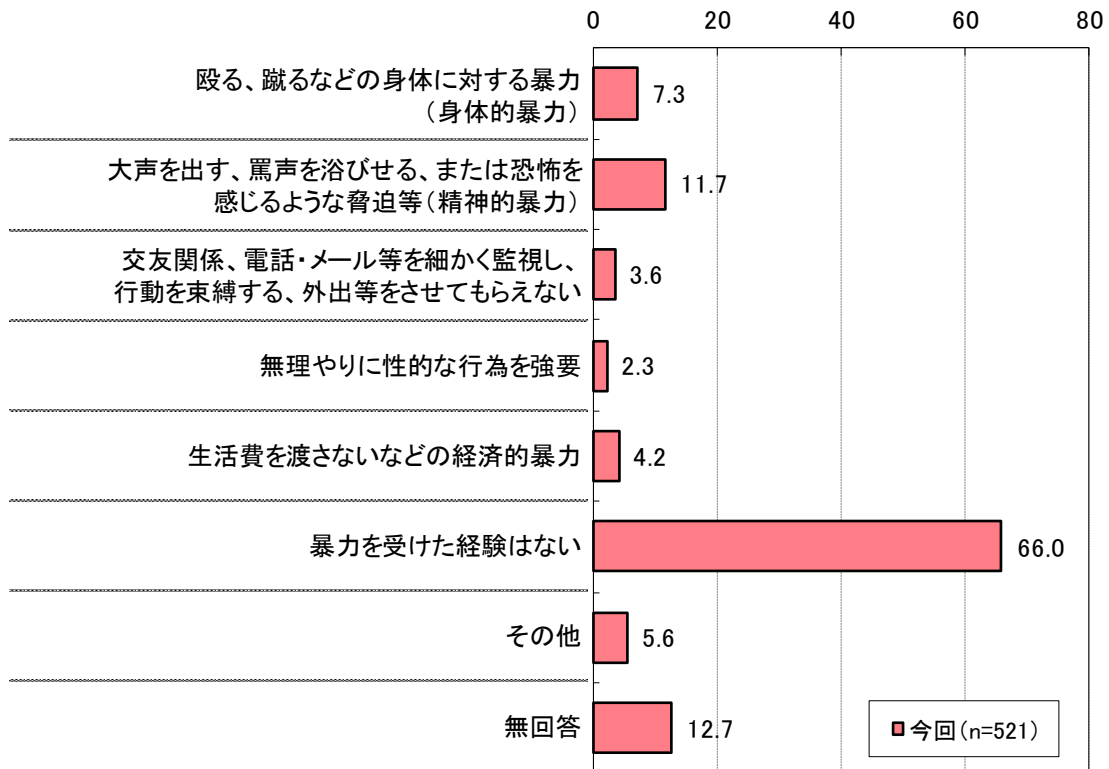
■政治・経済・地域等の各分野で女性のリーダーを増やすときに障害となるもの（複数回答）



③暴力の防止について

配偶者や交際相手等から暴力を受けた経験があるかについては、「暴力を受けた経験はない」が66.0%で最も高く、次いで「大声を出す、罵声を浴びせる、または恐怖を感じるような脅迫等(精神的暴力)」が11.7%、「殴る、蹴るなどの身体に対する暴力(身体的暴力)」が7.3%となっています。

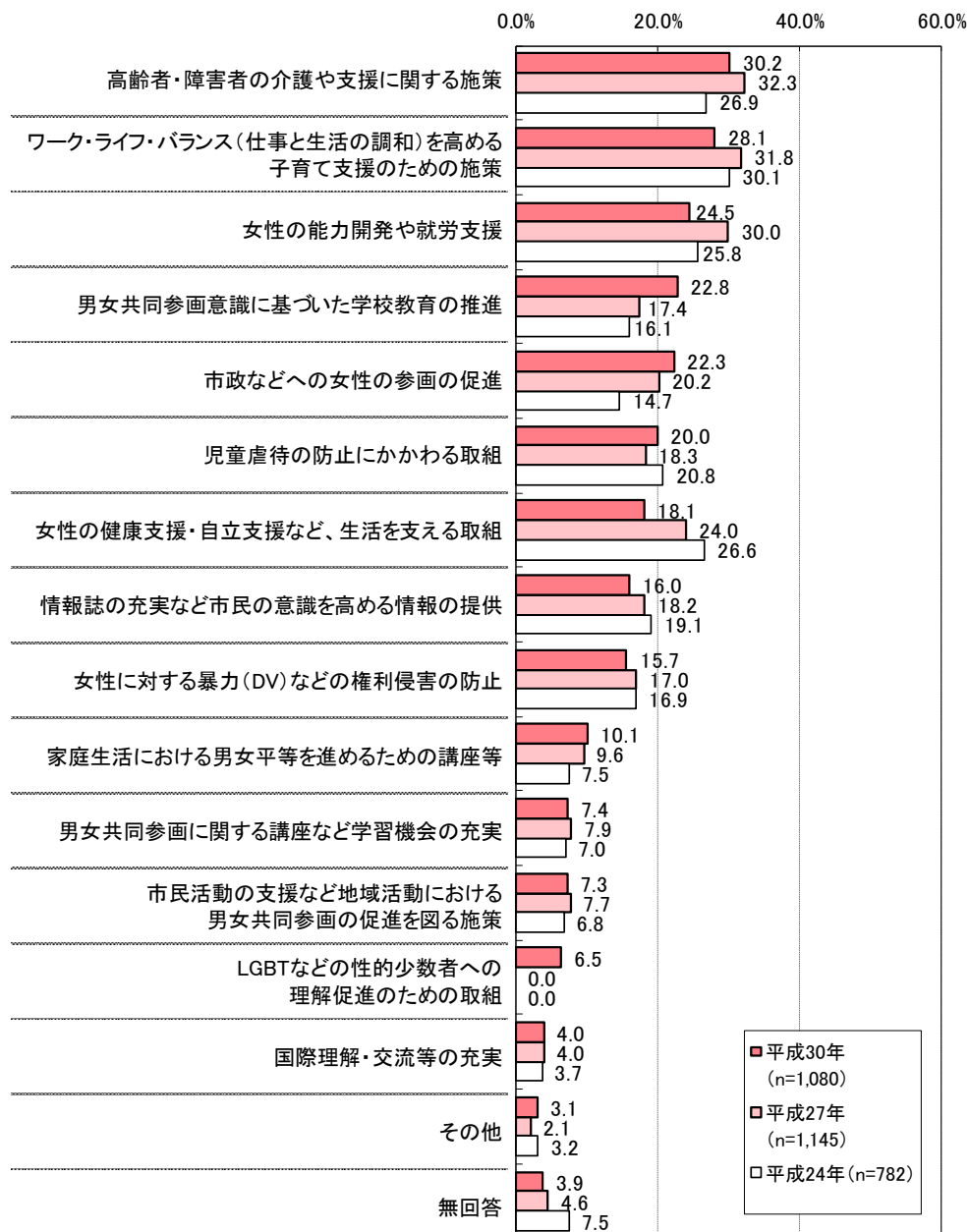
■配偶者や交際相手等から暴力を受けた経験（複数回答）



【参考】男女共同参画社会の実現に向けた重点的取組について(市政世論調査より)

男女共同参画社会の実現に向けて力を入れるべき取組について、平成30年では「高齢者・障害者の介護や支援に関する施策」が最も高く、次いで「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を高める子育て支援のための施策」、「女性の能力開発や就労支援」となっています。平成24年度、平成27年度と比較すると、「男女共同参画意識に基づいた学校教育の推進」、「市政などへの女性の参画の促進」、「家庭生活における男女平等を進めるための講座等」が増加を続けています。

■男女共同参画社会の実現に向けて力を入れるべき取組について



3 福生市男女共同参画行動計画(第5期)の実績

本市では、男女共同参画行動計画(第5期)に基づき、毎年、3年間の計画で「福生市男女共同参画実施計画」(以下「実施計画」といいます。)を作成し、毎年度修正を行っています。

福生市男女共同参画行動計画(第6期)策定に当たり、進捗状況の評価・検証については実施計画に掲載されている事業(「主な事業項目」)を対象とし、事業担当課が進捗状況を評価した結果を取りまとめました。(令和2年2月調査)

【評価の基準】

①関連度：下記の基準に基づき、事業の男女共同参画との関連度について、事業の担当課が評価を行いました。

関連度評価の基準

ア	男女共同参画を主たる目的として実施している事業
イ	間接的ではあるが、男女共同参画を推進するに当たって重要な要素を持つ事業
ウ	間接的に男女共同参画に寄与する事業
エ	事業目的は別にあり、運営に当たってのみ、男女共同参画の視点を取り入れる必要がある事業

換算用の点数

ア	80
イ	60
ウ	40
エ	20

②達成度：下記の基準に基づき、現行計画における各事業の進捗状況について、事業の担当課が評価を行いました。

達成度評価の基準

A	おおむね目標を達成できた(100~80%)
B	やや不十分であった(80未満~60%)
C	不十分であった(60%未満)
D	未実施である

換算用の点数

A	80
B	60
C	40
D	20

施策の総合評価について、達成度は高い事業が多くなっている一方、関連度については低い事業も多くなっています。

主要課題別結果を見ると、総合評価とおおむね近い傾向になっていますが、主要課題<第3>において関連度が他の主要課題と比較してやや低くなっています。

施策	事業数	関連度	(事業数)	達成度	(事業数)
総合評価	153	55.95	ア 62 イ 27 ウ 35 エ 29	77.25	A 138 B 11 C 2 D 2

施策	事業数	関連度	(事業数)	達成度	(事業数)	
主要課題別評価	主要課題<第1> 男女共同参画社会形成への意識づくり	33	53.94	ア 11 イ 8 ウ 7 エ 7	76.97	A 30 B 2 C 0 D 1
	主要課題<第2> ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進	57	59.65	ア 30 イ 5 ウ 13 エ 9	76.14	A 50 B 4 C 2 D 1
	主要課題<第3> あらゆる暴力の根絶	36	50.00	ア 8 イ 9 ウ 12 エ 7	78.89	A 34 B 2 C 0 D 0
	主要課題<第4> あらゆる分野における男女共同参画の推進	27	58.52	ア 13 イ 5 ウ 3 エ 6	77.78	A 24 B 3 C 0 D 0

主要課題<第1>男女共同参画社会形成への意識づくり

男女共同参画に関する市民の理解を深めるため、広報・啓発や情報提供に取り組みました。また、学校や地域の学習の場においても男女共同参画に関する視点を育むための教育に取り組み、幅広い世代に向けた意識啓発を実施しました。

【評価】

男女平等意識の推進、男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進に関連する事業の進捗状況について、関連度は53.94点、達成度は76.97点という結果となっています。

関連度については多文化共生に向けての男女共同参画の推進・男女共同参画に関する社会教育の推進で低くなっています。

また、国際交流に関する事業で市民の参画が十分にされていない現状となっているほか、男女共同参画に関する社会教育の推進については参加者の固定化がみられています。

主要課題<第2>ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進

ワーク・ライフ・バランスを推進するため、子育て・介護支援に取り組んだほか、職場等での理解促進に向けた啓発活動に取り組み、家庭と仕事の両立を支援しました。また、女性が多様な働き方を選択することができるよう、女性の能力開発や就職支援の推進、男女の固定的な性別役割分担意識*の解消に向けた施策に取り組んだほか、生涯にわたる健康づくりと、リプロダクティブ・ヘルス/ライツに対する理解の促進に取り組みました。

【評価】

家庭と仕事の両立支援の推進・女性の多様な働き方への支援・家庭における男女共同参画の推進・生涯にわたる健康づくりの推進に関連する事業の進捗状況について、関連度は59.65点、達成度は76.14点という結果となっています。

介護支援や女性の能力開発の推進等、男女問わず対象とした事業が多いため関連度が低くなっています。

また、事業所に対するワーク・ライフ・バランスや就業環境の改善に向けた啓発等、事業所への働きかけが弱い状況となっています。

主要課題<第3>あらゆる暴力の根絶

暴力を認識し、未然に防ぐ社会的な意識を醸成するため、暴力に関する正しい知識の啓発に取り組みました。また、被害者が守られ、暴力を繰り返さない仕組みの構築に向けて被害者が相談しやすい相談体制の整備と周知を進めました。

【評価】

あらゆる暴力に関する未然防止策の推進・被害者を支援する仕組みの強化・虐待、ストーカー、セクシュアル・ハラスメント等への対策強化に関連する事業の進捗状況について、関連度は50.00点、達成度は78.89点という結果となっています。

目的は男女共同参画の推進とは別にあるため関連度が低い事業も含まれています。相談や早期発見のための取組について、暴力の多様化や人員の不足等により対応が困難な状況も見られています。

主要課題<第4>あらゆる分野における男女共同参画の推進

あらゆる分野における男女共同参画を推進するため、審議会等への女性委員の積極的な登用、地域活動や地域防災において男女共同参画の視点を取り入れた施策の実行に取り組みました。また、あらゆる人が安心して暮らすことのできる社会の実現に向けてひとり親家庭や性的少数者*等、複合的な困難を抱えがちな人に対する支援を行いました。

【評価】

政策・方針決定の場における男女共同参画の推進・ともに助け合う地域づくりの推進・困難を抱える男女への支援に関連する事業の進捗状況について、関連度は58.52点、達成度は77.78点という結果となっています。

地域活動への男女共同参画の推進については地域活動の推進を目的としているため関連度が低くなっているほか、複合的な困難を抱えやすい状況にある人への支援も関連度が低くなっています。

政策・方針決定の場における男女共同参画の推進に関する取組が進められていますが、目標に達していないものも見られます。

また、防災や避難所運営に関しては、連絡会の開催を通して女性をはじめとした多様な背景を持つ人が安心して避難できる避難所の運営に向けて検討を進めていく必要性を認識しており、今後、全ての人が安心できる環境づくりを進める必要があります。

4 福生市における男女共同参画社会形成に向けての課題

それぞれの調査結果等に基づいて、本市における男女共同参画社会形成に向けての課題をまとめました。参考とした調査について、以下のように示しています。

- ★：国、東京都の動向
- ☆：本市の状況
- ：市民意識調査結果（男女共同参画に関するアンケート調査結果）
- ：進捗状況評価

(1) 男女共同参画社会形成への意識づくり

- 前回調査と比較して性別役割分担意識は改善傾向にあります。
- 様々な場における男女平等感について、本市においては『職場』で改善がみられた一方、国、東京都と比較すると男女平等を感じる割合が低い項目があるため、男女平等の実現のための意識・環境づくりに引き続き取り組む必要があります。
- 男女共同参画に関わる事柄や言葉の認知度について、市の取組については認知度が低くなっているため、啓発活動の充実が求められています。
- 家庭における男女の役割分担について、理想と現状が一致していない状況ですが、前回調査と比較して性別役割分担意識は改善傾向にあります。
- 広報・啓発に関しては、市民に対する男女共同参画の情報を効果的に周知する方法について検討が必要です。
- 国際交流に関しては市民の参画が十分にされていないことが課題となっているほか、男女共同参画に関する社会教育の推進については参加者の固定化が課題となっています。



男女の平等感や固定的な性別役割分担意識は少しずつ改善が見られています。男女共同参画に関わる事柄や言葉については認知度が低いものも見られたため、市民に向けて情報を効果的に周知する方法について検討し、男女共同参画に関する市民の理解を深め、本市で実施している男女共同参画の取組の認知度を高めることが必要です。

(2) ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進

- ☆女性の労働力率は高まっていますが、M字カーブの構造は改善されていません。
- ☆有配偶女性の就業率は上昇し、また、20～49歳にかけて世代を追うごとに上昇していることから、結婚・出産後も仕事を続ける女性が増加していることがうかがえます。
- ☆世帯の少人数化により家庭内での育児や介護の負担が大きくなることが予測されることから、育児や介護サービスの充実がより一層重要になる可能性があります。
- ☆就業率と労働力率を比較すると、女性より男性の方が就職に結び付いていない人が多いことがうかがえます。男女ともに就職に結び付いていない人は20～39歳で多くなっており、これらの年齢層を就職に結び付けることが重要です。
- ☆正規雇用や非正規雇用といった就業者の雇用形態は性別で差が大きくなっています。
- ワーク・ライフ・バランスの現状については男女に差があり、男女ともに『仕事』と『家庭生活』と『個人の生活』をともに優先するという理想がかなえられていません。
- 女性と職業の望ましい関わり方については、『職業継続型』が『中断再就職型』を上回っており、特に女性において職業を持ち続けることを求める傾向が高まっています。
- ワーク・ライフ・バランスの実現のためには保育・介護・家事等のケアワークが女性だけの負担にならないような環境整備に加え、長時間労働の改善等、男女ともに家庭と仕事を両立できる職場環境を整えることが求められています。
- 女性の就業・再就職支援に対して積極的な取組には至っていないため、特に事業所に向けた取組を進めていく必要があります。
- 男女ともに働きやすい職場環境づくりのためには、事業所に対してワーク・ライフ・バランスの改善に向けた啓発・労働形態の多様化に向けた支援を行うことや、保育・介護サービスの充実が重要です。



有配偶女性の就業状況、世帯人員の減少から、育児・介護のサービスの充実がより重要になることが考えられます。男女がともに希望するワーク・ライフ・バランスをかなえられるよう、支援サービスの充実に加え、市内事業所に向けた働きかけを推進する必要があります。

また、若い世代の女性の労働力率の高まりや、女性の就業継続意識と就業率の高まりから、女性が働きやすい環境づくりがますます重要となります。家事責任やケアワークを男女で分担することができる環境の整備と意識改革にも取り組む必要があります。

(3)あらゆる暴力の根絶

- ★パワーハラスメント対策が法制化されたほか、セクシュアル・ハラスメント等の防止対策も強化され、社会的に対策の強化が求められています。
- DVの被害経験がある人は一定数みられており、経験した暴力の種類については精神的暴力が身体的暴力を上回っています。あらゆる暴力に関する啓発活動を推進する必要があります。
- DVの被害を受けた際に相談したかについては、男女ともに「だれ（どこ）にも相談しなかった」が最も高くなっています。相談した方の相談先については、「警察・相談所に相談した」割合は他の相談先と比較して低く、友人・親といった身近な相談者に相談している割合が高くなっています。専門の相談機関を利用しやすくすることや、身近な相談者となった場合に適切に対応できるようにDVの正しい知識を啓発することが重要です。
- 目的は男女共同参画の推進とは別にあるため関連度が低い事業も含まれていますが、DV被害者の早期発見や複合的な困難を抱える方が安心して生活できる地域づくりにつながるため、引き続き取り組んでいく必要があります。



暴力の防止と被害者の支援の充実に向け、専門の相談機関を利用しやすくすることや、市民にDVの正しい知識を啓発することが重要です。

暴力の多様化に対応するため、関係機関だけでなく、企業や市民等様々な主体が連携してあらゆる暴力の防止に向けた取組を進める必要があります。

(4)あらゆる分野における男女共同参画の推進

☆審議会等における女性委員の比率を見ると、本市は平成 28 年から増加傾向にあり、平成 31 年時点では 29.6%となっています。東京都自治体平均、全国自治体平均と比較すると、平成 30 年以降は全国自治体平均を上回っています。令和 2 年 4 月 1 日には、福生市の審議会等における女性委員の比率は 30.7%となっており、目標の 30%を達成しています。

- 男女の平等感について、『政治の場』と『社会通念・慣習・しきたり等』では、「男性の方が優遇されている」が 7 割台前半と高くなっています。前回調査時も同様の傾向となっており、改善に向けた取組が必要です。
 - 本市の女性委員の参画状況についてどう思うかについては、「特に男女の比率にはこだわらない」が最も高く、『女性が増えたほうがよい』と考えている割合は 4 割程度となっています。政策・方針決定の場における女性の参画を進めるためには、女性に対する周囲からの働きかけ、女性自身の積極的な参加が必要だという意見が多くなっています。
 - ワーク・ライフ・バランスの推進は、女性のリーダーを増やすという視点からも必要とされています。
 - 防災・災害復興対策においては、性別に配慮した避難所の設置・運営体制の検討を求める割合が高く、前回より増加しています。災害リスクが高まる中で、性差への配慮を伴った防災・災害復興対策を推進することが重要です。
 - 多様性を生かした社会づくりに向けて、「多様性の理解促進のための人権教育の充実」を重要と考える人が多くなったため、理解促進のための交流機会や啓発活動の促進が重要です。
- 政策・方針決定の場における男女共同参画の推進に関して取組が進められていますが、目標に達していないものもあるため継続して取り組む必要があります。
- 防災や避難所運営に関しては、連絡会の開催を通し多様な背景を持つ人が安心して避難できる避難所の運営に向けて検討を進めていく必要があります。



審議会における女性参画は目標を達成しましたが、あらゆる場で更に女性が活躍できるようにするためには、女性のエンパワーメントに関して周知を充実させ、女性自身が積極的に参加しやすい環境づくりが必要とされています。

また、防災・災害復興対策においては、性別に配慮した避難所の設置・運営体制を検討することが重要です。

第3章 計画の基本的な考え方

1 主要課題

本市では、基本理念において「互いの人権を尊重し合い、それぞれが活躍できる社会づくり」を掲げています。本計画はこれまで取り組んできた男女が尊重し合う男女共同参画社会のための施策を更に発展させ、基本理念に基づき、次の4つの主要課題を設定し、積極的な施策の展開を図ります。

主要課題<第1>男女共同参画社会形成への意識づくり等の推進

市民に対して男女共同参画への理解を深めるために、周知・啓発に取り組みます。また、学校や地域の学習の場において、男女共同参画に関する視点を育むための教育に取り組むことにより、子どもから大人まで、男女共同参画を理解できるよう支援します。

また、生涯にわたる健康づくりと、リプロダクティブ・ヘルス/ライツに対する理解の促進を通して、男女が互いの性差を尊重し、あらゆる人が健康に暮らす社会を目指します。

主要課題<第2>ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進

ワーク・ライフ・バランスを進めるに当たって重要となる子育て・介護支援に引き続き取り組むとともに、働きやすい職場環境づくりのため、職場等での理解促進に向けた啓発活動に取り組み、家庭と仕事の両立を支援します。男女がともに希望するワーク・ライフ・バランスを実現するために、家事責任やケアワークを分担することができる環境の整備と意識改革にも取り組みます。

主要課題<第3>あらゆる暴力の根絶

多様化する暴力に関する正しい知識を市民全体に啓発することで、暴力を認識し、未然に防ぐ社会的な意識を醸成します。また、被害者が相談しやすい相談体制の整備と周知を進め、自立支援を推進していくことにより、被害者が守られ、また暴力を繰り返さない仕組みを整えます。早期に発見される仕組みの確立と各施設との連携を進め、連携して本市全体での被害者支援に取り組みます。

主要課題<第4>あらゆる分野における男女共同参画の推進

政策・方針決定の場における男女共同参画を推進するとともに、地域活動や地域防災において男女共同参画の視点から取り組み、地域のつながりの中で豊かな生活を送ることができる基盤づくりを進めます。また、ひとり親家庭や性的少数者等、複合的な困難を抱えがちな人に対する支援を行い、あらゆる人が安心して暮らすことのできる、男女共同参画社会の実現を進めます。

2 施策の体系

基本理念

主要課題

施策の方向

施策

互いの人権を尊重し合い、それぞれが活躍できる社会づくり

基本理念	主要課題	施策の方向	施策
互いの人権を尊重し合い、それぞれが活躍できる社会づくり	<第1> 男女共同参画社会形成への意識づくり等の推進	1-1 男女平等意識の推進	(1) 男女共同参画に関する広報・啓発の推進
			(2) 男女共同参画に関する情報収集と提供
			(3) 多文化共生に向けての男女共同参画の推進
		1-2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進	(1) 学校教育・幼児教育における男女共同参画の推進
			(2) 男女共同参画に関する社会教育の推進
			1-3 生涯にわたる健康づくりの推進
	(2) 心身の健康づくりの推進		
	<第2> ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進	2-1 家庭と仕事の両立支援の推進	(1) 家庭と仕事の両立に対する理解促進
			(2) 子育て支援サービスの充実
			(3) 介護支援サービスの充実
			(4) 適切な情報提供の実施
		2-2 多様な働き方への支援	(1) 女性の自己啓発の推進
			(2) 女性の就業・再就職支援
			(3) 就労に関する情報収集と提供
		2-3 家庭における男女共同参画の推進	(1) 家事・育児・介護への男女共同参画の推進
		<第3> あらゆる暴力の根絶	3-1 あらゆる暴力に関する未然防止策の推進
	3-2 被害者を支援する仕組みの強化		(1) 相談体制の強化と周知
			(2) 被害者の自立支援の推進
3-3 虐待、ストーカー、セクハラ等への対策強化	(1) 早期発見のための取組と連携強化		
<第4> あらゆる分野における男女共同参画の推進	4-1 政策・方針決定の場における男女共同参画の推進	(1) 政策・方針決定の場への男女の意見の反映	
		(2) 女性リーダーの育成	
		(3) 庁内における男女共同参画の推進	
	4-2 とともに助け合う地域づくりの推進	(1) 地域活動への男女共同参画の推進	
		(2) 地域防災への男女共同参画の推進	
	4-3 困難を抱える男女への支援	(1) ひとり親家庭や性的少数者、外国人等への支援	
(2) 多様性の尊重			

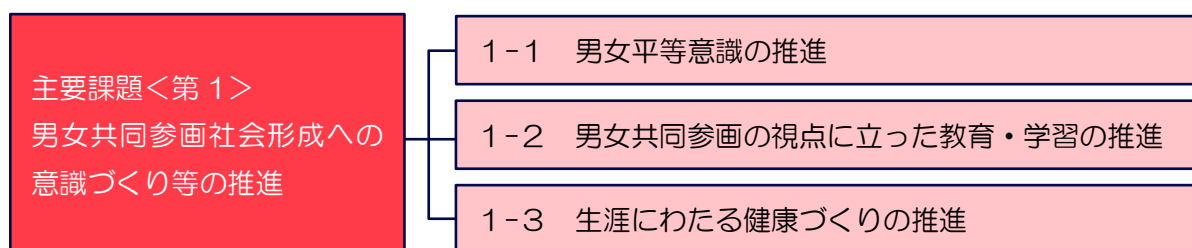
※施策の方向 2-1・2-2・2-3、4-1 を「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」第6条第2項に基づく市町村推進計画として位置付けます。（太線による囲み部分）

※施策の方向 3-1・3-2 を、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」第2条の3第3項に基づく市町村基本計画として位置付けます。（点線による囲み部分）

第4章 計画の展開

主要課題＜第1＞男女共同参画社会形成への意識づくり等の推進

▼施策の体系



▼現状と課題

男女共同参画社会の形成には、誰もが男女共同参画の理念と意義に対する理解を深め、国籍や人種、障害の有無や性についての考え方などにかかわらず、互いの人権を尊重し合い、男女平等の意識を醸成していくことが重要です。

男女共同参画形成への意識づくりに関して、市民意識調査結果から、男女の平等感や固定的な性別役割分担意識については少しずつ改善傾向にあることがうかがえます。一方、国や東京都の調査結果と比較すると男女の平等感が低い項目があったほか、男女共同参画に関わる事柄や言葉については認知度が低いものも見られたため、啓発を継続する必要があります。

市民に対して男女共同参画への理解を深めるために、引き続き周知・啓発に取り組むとともに、学校や地域の学習の場において、男女共同参画に関する視点を育むための教育に取り組むことにより、男女共同参画の理解促進を図るに向けて支援することが重要です。

▼数値目標

施策の方向	項目	現状値 令和元年度	▶	目標値 令和8年度
1-1	市民意識調査における「男女共同参画情報誌『あなたとわたし』」の認知度	15.9%	▶	25%
1-1	男女共同参画セミナー参加者数	12人(H30)	▶	50人
1-1	市民意識調査において、「社会全体として男女が平等である」と感じる割合	11.7%	▶	15%
1-2	小・中学校における「人権教育プログラム」の活用状況	100%	▶	100%

1-1 男女平等意識の推進

▼取組方針

市民一人ひとりの男女共同参画に関する理解を深めるため、これまで取り組んできた啓発活動を引き続き推進し、固定的な性別役割分担意識の解消に努めるとともに、男女平等及び人権尊重の意識を育てます。

▼具体的な取組

(1) 男女共同参画に関する広報・啓発の推進

No.	施策	施策の概要		
1	男女共同参画社会の形成のための啓発の推進	男女共同参画社会の形成についての市民の意識を深めるため、様々な啓発資料を発行するとともに、関連する法律や制度の理解促進や、本行動計画の周知に努めます。また、人権尊重や男女平等の視点を持って情報の適切な判断ができるよう、メディアリテラシー*の普及・啓発を推進します。		
		主要事業		担当課
		1	広報誌・ホームページによる啓発	協働推進課
		2	男女共同参画情報誌の発行	協働推進課
		3	男女平等の視点に立った市刊行物発行のためのガイドラインの普及	協働推進課
		4	メディアリテラシーの普及・啓発	協働推進課
		5	法律や制度の理解の促進	協働推進課
6	行動計画の周知	協働推進課		
2	男女共同参画に関連する交流の場の形成	市民が参加しながら男女共同参画について理解し、意識を深める場を設けるため、講演やセミナー等を開催します。		
		主要事業		担当課
		7	男女共同参画に関する総合的な啓発の機会の提供	公民館
		8		協働推進課
9	男女共同参画セミナーの実施	協働推進課		

(2) 男女共同参画に関する情報収集と提供

No.	施策	施策の概要		
1	男女共同参画推進のための情報の収集と提供	男女共同参画社会に関する情報に対して市民が身近に触れる機会を増やすため、資料を収集し、市役所や図書館などの施設に、わかりやすく展示・配置します。		
		主要事業		担当課
		10	男女共同参画に関する資料収集の充実	図書館
		11	男女共同参画に関する資料の提供	協働推進課
12	図書館			
2	男女共同参画社会の形成に関する調査及び研究	男女共同参画社会の形成に向け、市民意識を把握するための調査を定期的実施し、結果を公開します。		
		主要事業		担当課
		13	男女共同参画社会の形成に関する市民意識実態調査の実施と公開	協働推進課

(3) 多文化共生に向けての男女共同参画の推進

No.	施策	施策の概要		
1	国際理解、交流の推進	国際理解を深めるための講座や学校での国際理解教育、その他、交流活動を積極的に進めることにより、人種や国籍にかかわらず理解し、尊重し合う意識を醸成します。		
		主要事業		担当課
		14	国際理解教育の推進	教育指導課
		15	国際理解のための学習機会の提供	公民館
		16	国際理解及び交流の機会の提供	協働推進課
17	多文化共生講座の実施	企画調整課		

1-2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進

▼取組方針

学校、家庭、社会、地域等様々な場において男女共同参画に関する教育・学習を実施することで、あらゆる世代に対して理解を広げます。

本市においては、これまでも東京都と連携して人権教育等に取り組んでいるため、今後も引き続き推進し、男女共同参画社会の基盤となる市民の認識を高めます。

▼具体的な取組

(1) 学校教育・幼児教育における男女共同参画の推進

No.	施策	施策の概要		
1	教育内容の充実	多様性を含めた男女共同参画や性について正しい理解を広げるため、学校教育・幼児教育における人権教育・性教育等の充実に努めるとともに、男女共同参画の視点を踏まえた教材を作成・活用します。また、指導に当たる職員の意識啓発にも取り組みます。		
		主要事業		担当課
		18	男女平等の視点を持った教育の推進	教育指導課
		19	性教育の充実	教育指導課
		20	幼児教育・保育に当たる職員の意識啓発	子ども育成課
		21	男女平等の視点を持った本・絵本・児童書の紹介	図書館
22	男女共同参画社会形成のための子ども向けガイドブックの作成	協働推進課		

(2) 男女共同参画に関する社会教育の推進

No.	施策	施策の概要		
1	学習機会の提供	各種講座を通して市民の生涯にわたる学習活動を支援します。また、様々な男女に学習機会を提供するため、保育室事業を実施し、子育て世代も参加しやすい事業とします。		
		主要事業		担当課
		23	保育室事業の実施	スポーツ推進課
		24		公民館
25	社会教育活動、市民活動の推進	公民館		

1-3 生涯にわたる健康づくりの推進

▼取組方針

男女がお互いの身体の違いを十分に理解し、男女が主体的に妊娠や出産等を選択していけるよう、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの考え方の啓発や学習機会の提供に取り組みます。また、生涯にわたる健康づくりに取り組み、性別に関係なく、あらゆる市民の健康な生活を支援します。

▼具体的な取組

(1) 母性保護と母子保健の推進（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）

No.	施策	施策の概要		
1	リプロダクティブ・ヘルス/ライツの確立への取組	男女が性について正しい認識をもち、女性が主体的に生き方を選択することができるよう、リプロダクティブ・ヘルス/ライツや性感染症についての理解促進に向けた事業を推進します。		
		主要事業		担当課
		26	妊娠、出産、育児にかかわる健康支援と学習機会の提供	健康課
		27	性教育の充実（再掲）	教育指導課
		28	性感染症に対する知識の普及、啓発	健康課
		29		教育指導課
30	性の商品化防止の啓発、周知	協働推進課		
2	母性保護の推進	妊娠期間中の健康維持に向け、母性や健康についての正しい知識の普及・啓発に取り組みます。		
		主要事業		担当課
		31	性の尊重と母性保護に関する啓発活動	健康課

No.	施策	施策の概要		
3	母子保健事業の実施	男女がともに理解し、協力し合うことで、安心して妊娠・出産・育児に臨めるよう、パパママクラス、妊産婦の健康診査を実施するほか、育児不安を軽減するための相談支援を行います。		
		主要事業		担当課
		32	パパママクラスの実施	健康課
		33	妊産婦の健康診査、指導の実施	健康課
		34	相談業務の実施	健康課
	35	産後ケア事業の実施	健康課	

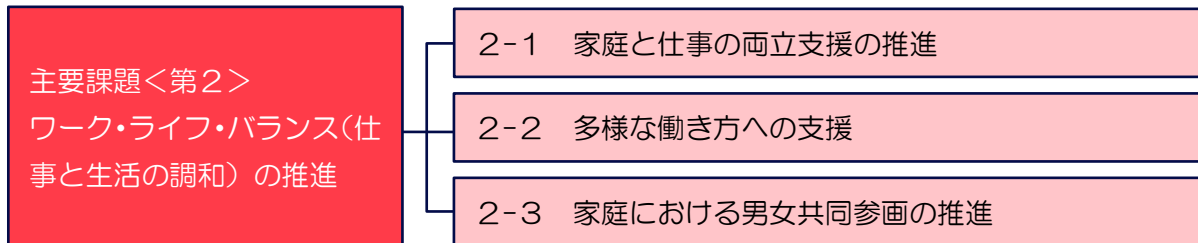
(2) 心身の健康づくりの推進

No.	施策	施策の概要		
1	健康診査等の実施	健康診査や特定保健指導を通して、疾病の予防と早期発見を促進するとともに、心の健康づくり事業や健康相談を通して、心身の健康を保つための支援を行います。		
		主要事業		担当課
		36	特定健康診査・特定保健指導の実施	健康課
		37	若年健康診査事業の実施	健康課
		38	無保険者健康診査の実施	健康課
		39	健康教育・健康相談の充実	健康課
	40	心の健康づくり事業の実施	健康課	
2	健康づくりへの支援	健やかな身体づくりと体力の向上を支援するため、気軽に運動に取り組むことができる教室を開催し、中高齢者の介護予防や女性の健康づくりを支援します。		
		主要事業		担当課
		41	中高齢者の自立支援に向けた健康教室の実施	スポーツ推進課
	42	女性の健康づくりに向けたスポーツ教室の実施	スポーツ推進課	

主要課題<第2>ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進

★主要課題<第2>を「女性活躍推進法」第6条第2稿に基づく市町村推進計画として位置付けます。

▼施策の体系



▼現状と課題

性別にかかわらず自分らしい生き方を選択できることは、自己実現につながり、市民一人ひとりが豊かな生活を送るために重要な要素の一つです。

市内の女性の就業に関する状況を見ると、女性の労働力率の上昇、有配偶女性の就業率の上昇に加え、結婚・出産後も仕事を続ける女性が増加していることがうかがえます。また、世帯の少人数化により家庭内での育児や介護の負担が大きくなると予測されることから、育児や介護サービスの充実がより一層重要になることがうかがえます。

市民意識調査より、ワーク・ライフ・バランスの現状について見ると、男女ともに希望がかなえられていません。一方で女性と職業の望ましい関わり方については、特に女性において職業を持ち続けることを求める傾向が高まっています。

女性の就業継続意識と就業率の高まりから、女性が働きやすい環境づくりがますます重要となります。また、女性だけでなく男性も理想のワーク・ライフ・バランスを実現できていないことから、男女がともに希望するワーク・ライフ・バランスをかなえられるよう、支援サービスの充実に加え、家事責任やケアワークを男女で分担することができる環境の整備と意識改革にも取り組む必要があります。

▼数値目標

施策の方向	項目	現状値 令和元年度	▶	目標値 令和8年度
2-1	低年齢児保育（0～2歳児）の定員数	571人	▶	585人
2-1	学童クラブ待機児童数	0人	▶	0人
2-2	市民意識調査において、「職場で男女が平等である」と感じる割合	19.6%	▶	25%
2-3	市民意識調査において、「家庭生活で男女が平等である」と感じる割合	27.1%	▶	32%

2-1 家庭と仕事の両立支援の推進

▼取組方針

家庭と仕事の両立の実現に向け、啓発事業と育児や介護に携わる市民の負担軽減に向けたサービスを実施します。また、支援を必要とする市民が適切なサービスを利用できるよう、情報提供を実施し、男女がともに家庭と仕事を両立できる暮らしの実現を支援します。

事業者に対しては、啓発を行うとともに、男女共同参画の視点を取り入れた公共調達を実施し、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた環境整備へ働きかけていきます。

▼具体的な取組

(1) 家庭と仕事の両立に対する理解促進

No.	施策	施策の概要		
1	ワーク・ライフ・バランスの意義の普及・啓発	ワーク・ライフ・バランスの推進に向けて市民の理解を広げるため、周知・啓発と情報収集に取り組みます。		
		主要事業		担当課
		43	ワーク・ライフ・バランスに関する情報の提供・発信	協働推進課
		44	ワーク・ライフ・バランスに関する情報の収集	各課
2	ワーク・ライフ・バランスを実現しやすい環境整備への働きかけ	希望するワーク・ライフ・バランスが実現しやすい環境となるよう、市として男女共同参画の視点を公共調達に取り入れるとともに、事業所に対し労働時間の短縮や育児・介護休業制度の活用を働きかけます。		
		主要事業		担当課
		46	男女共同参画の視点から見た公共調達	契約管財課
		47	労働時間短縮に向けた取組	シティセールス推進課
3	ポジティブ・アクションの推進	ポジティブ・アクションの推進に向けて、市民や事業者に対し広く啓発を行うほか、労働関係法の啓発促進に取り組みます。		
		主要事業		担当課
		49	ポジティブ・アクションの普及・啓発	協働推進課
		50	市内企業・事業者への労働関係法の啓発促進	協働推進課

(2) 子育て支援サービスの充実

No.	施策	施策の概要		
1	乳幼児保育の充実	乳幼児保育の充実に向けて、多様な保育サービスを実施し、認証保育所に対する支援の充実に取り組みます。		
		主要事業		担当課
		51	低年齢児保育の充実	子ども育成課
		52	就労形態に合わせた保育サービスの提供	子ども育成課
		53	認証保育所への支援の充実	子ども育成課
	54	認証保育所利用助成制度の充実	子ども育成課	
2	児童の健全育成の充実	児童の放課後の居場所づくりに向けて、児童館事業や学童クラブ事業等を実施します。		
		主要事業		担当課
		55	児童館の整備・充実	子ども育成課
		56	学童クラブの充実	子ども育成課
	57	ふっさっ子の広場の充実	生涯学習推進課	
3	育児相談・指導の充実	子育て中の親が育児相談や指導を適切に受けられるよう、子ども家庭支援センター事業や講座を実施します。		
		主要事業		担当課
		58	子ども家庭支援センター事業の充実	子ども家庭支援課
		59	相談業務の実施（再掲）	健康課
	60	パパママクラスの実施（再掲）	健康課	

No.	施策	施策の概要		
4	交流を通じた育児支援の推進	子育て中の親の孤立を防ぐため、産前・産後の親を支援するヘルパー事業や、子育て中の親同士の交流の場づくりに取り組みます。		
		主要事業		担当課
		61	ファミリー・サポート・センター事業の充実	子ども家庭支援課
		62	子育てひろば事業の充実	子ども育成課
		63	子育てネットワークづくりの促進	子ども家庭支援課
64	産前・産後支援ヘルパー事業の実施	子ども家庭支援課		

(3) 介護支援サービスの充実

No.	施策	施策の概要		
1	介護サービスの充実	介護と仕事の両立が実現できるよう、介助者の介護負担を軽減させるため、配食サービスをはじめ、各種サービスの充実に取り組みます。		
		主要事業		担当課
		65	配食サービスの実施	介護福祉課
66	地域包括支援センター事業の充実	介護福祉課		

(4) 適切な情報提供の実施

No.	施策	施策の概要	
1	福祉に対する理解の推進	福祉教育を充実させることにより、介護や育児に対する理解を促進し、あらゆる人の人権を尊重する意識を醸成します。	
		主要事業	
67	福祉教育の充実	教育指導課	

2-2 多様な働き方への支援

▼取組方針

男女がともに希望する働き方を実現するためには、女性の多様な働き方の支援に取り組むことが必要です。特に、出産や子育てで中断されやすい女性への支援は欠かせないものであり、女性の自己啓発のための支援や労働に関する法律・制度の周知、再就職のための支援など、就労支援に関する情報提供を実施します。

▼具体的な取組

(1) 女性の自己啓発の推進

No.	施策	施策の概要		
1	女性の自己啓発のための支援	女性が就業に向けて自己の能力を伸ばすことができるよう、講座の開催を通して支援します。		
		主要事業		担当課
		68	自己啓発に関する学級、講座の実施	公民館

(2) 女性の就業・再就職支援

No.	施策	施策の概要		
1	就労環境の整備	労働に関する法律や制度について周知し、女性の多様な働き方が実現できるよう環境整備に取り組みます。		
		主要事業		担当課
		69	改正男女雇用機会均等法の実効性の確保	シティセールス推進課
		70	労働に関する相談体制の整備	シティセールス推進課
		71	再雇用制度、パートタイム労働法等の普及促進	シティセールス推進課

(3) 就労に関する情報収集と提供

No.	施策	施策の概要		
1	女性のための 就労支援の充 実	女性が働く場を見つけることができるよう、女性に対する就業情報の収集と提供に取り組みます。		
		主要事業		
		72	ハローワーク等と連携した求人情報の提供	担当課 シティセールス 推進課
2	男女共同参画 社会の形成に 向けての事業 者への情報提 供	働く人が希望する働き方を実現させるためには事業者の認識も重要であるため、事業者に向けて情報提供を行います。		
		主要事業		
		73	男女共同参画社会の形成に向けての事業者 への情報提供	シティセールス 推進課
		74		協働推進課

2-3 家庭における男女共同参画の推進

▼取組方針

家事・育児・介護等に性別に関わりなく参画するために、家庭への参画を推進するための講座等の実施や、家庭における男女の共同分担意識の醸成に向け取り組みます。家事・育児・介護等が、固定的役割分担の意識により、女性ばかりへの負担とならないよう支援します。

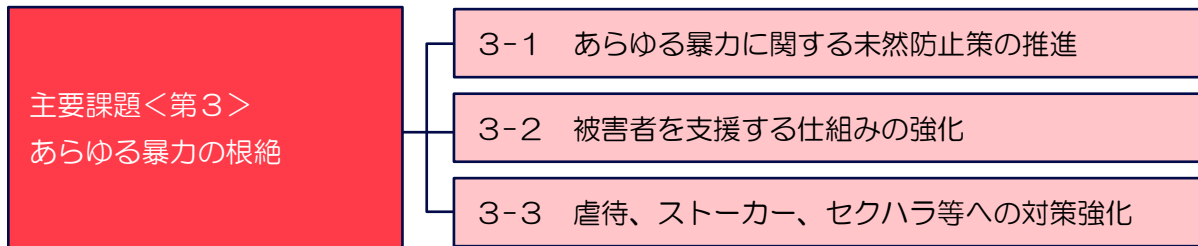
▼具体的な取組

(1) 家事・育児・介護への男女共同参画の推進

No.	施策	施策の概要		
1	家庭における 共同参画意識 の醸成	家庭において男女がともに家事・育児・介護に取り組む意識を持つことができるよう啓発や講座を実施します。		
		主要事業		
		75	講座等の開催によるワーク・ライフ・バランスについて考える機会の提供	公民館
		76	家族介護支援事業の充実	介護福祉課

主要課題＜第3＞あらゆる暴力の根絶

▼施策の体系



▼現状と課題

暴力は犯罪となる行為をも含む、重大な人権侵害です。暴力の形は多様化しているため、引き続き根絶に向けた取組が必要です。

暴力の防止と被害者の支援の充実に向け、専門の相談機関を利用しやすくすることや、市民にDVの正しい知識を啓発することが重要です。

市民意識調査より、配偶者や交際相手等からどのような暴力を受けた経験があるかについては、「暴力を受けた経験はない」が最も多くなっていますが、その一方でDVの被害経験がある人は一定数みられています。

配偶者等からの暴力は、殴る・蹴るといった身体的暴力に加え、無視する・行動を制限するといった精神的な暴力、働かせない・お金を渡さないといった経済的な暴力等多岐にわたっており、近年ではデートDVやストーカー行為等、多様化しています。男性が被害者となることもあり、その場合は周囲からの理解が得られない、相談しづらい、といった課題もあります。また、新型コロナウイルスの影響による外出自粛のため、DVや虐待の増加が懸念されており、より一層、被害者が相談しやすい体制を整えていく必要があります。

DV被害の相談については、市民意識調査によると、男女ともに「だれ（どこ）にも相談しなかった」が半数近くに上っています。専門の相談機関を利用しやすくすることに加え、身近な相談者となった場合に適切に対応できるよう、市民に対してDVの正しい知識を啓発することが重要です。

暴力の根絶に向け、関係機関だけでなく、企業や市民等、様々な主体が連携してあらゆる暴力の防止に向けた取組や啓発を進める必要があります。

▼数値目標

施策の方向	項目	現状値 令和元年度	▶	目標値 令和8年度
3-2	市民意識調査において、配偶者や交際相手等から暴力を受けた際「だれ（どこ）にも相談しなかった」割合	44.7%	▶	35%以下
3-2	市民意識調査における「女性悩みごと相談」の認知度	22.1%	▶	27%

3-1 あらゆる暴力に関する未然防止策の推進

★施策の方向3-1を、「DV防止法」第2条の3第3項に基づく市町村基本計画として位置付けます。

▼取組方針

配偶者暴力（DV）の根絶に向け、市民一人ひとりが暴力に対する正しい知識を持つことにより、暴力を未然に防ぐための取組へつながります。

市民に向けてDVやデートDVに関する啓発活動や情報提供を実施します。デートDVについては、新成人への啓発や子ども向けガイドブックで中学生への啓発を行い、今後も若い世代への啓発を継続します。

▼具体的な取組

(1) DV・デートDVに関する正しい知識の啓発

No.	施策	施策の概要		
1	DV・デートDVに関する啓発の実施	市民がDVやデートDVについて理解することを目的として、様々な媒体を通じ、広く市民の意識啓発に取り組みます。		
		主要事業		
		77	配偶者等からの暴力防止に関する意識啓発の充実	協働推進課
		78	デートDVについての啓発の推進	協働推進課
		79	男女共同参画情報誌の発行（再掲）	協働推進課
2	人権について考える機会の提供	男女がお互いの性を尊重し暴力に至ることのないよう、人権について考えるための講座を実施します。		
		主要事業		
		80	人権に関する啓発の促進	秘書広報課
3	人権に配慮した取組の推進	事業や日常の業務等様々な場面において、職員は、常に人権意識を持ち、適切な表現や対応を行います。		
		主要事業		
		81	人権に配慮した取組の実施	各課

3-2 被害者を支援する仕組みの強化

★施策の方向3-2を、「DV防止法」第2条の3第3項に基づく市町村基本計画として位置付けます。

▼取組方針

被害者を支援し暴力を繰り返さないために、相談体制を整え、相談窓口の周知に努めるとともに、被害者が確実に守られるよう支援体制の確立に向けて取り組みます。

市民意識調査の結果では、暴力を受けたが「だれにも相談しなかった」という回答が高い割合であることから、本市で行う「女性悩みごと相談」やその他の相談窓口の周知に努め、相談しやすい体制を整えていく必要があります。

▼具体的な取組

(1) 相談体制の強化と周知

No.	施策	施策の概要		
1	DVに関する相談窓口の周知	DVを受けた被害者が相談を受けられるよう、相談窓口の設置、周知に取り組みます。		
		主要事業		担当課
		82	「DV防止法」に基づく通報についての周知	協働推進課
		83		社会福祉課
84	女性悩みごと相談窓口の充実	社会福祉課		

(2) 被害者の自立支援の推進

No.	施策	施策の概要		
1	被害者に対する支援措置の実施	DVやストーカー等により暴力を受けた被害者を保護し、自立を支援するため、被害者に対する支援措置を実施します。		
		主要事業		担当課
		85	被害者の自立のための相談・支援	社会福祉課
		86		子ども家庭支援課
		87	DVやストーカー行為被害者等の支援	総合窓口課
88	選挙管理委員会事務局			

3-3 虐待、ストーカー、セクハラ等への対策強化

▼取組方針

暴力には、虐待やストーカー、ハラスメント等、身体的なものから精神的に苦痛を与えるものまで幅広く含まれるため、あらゆる形態の暴力に対して対策を実施します。

ハラスメント防止のための研修を実施するほか、虐待については各関連機関と連携を図りながら対応し、早期発見と適切な対処に努めます。

▼具体的な取組

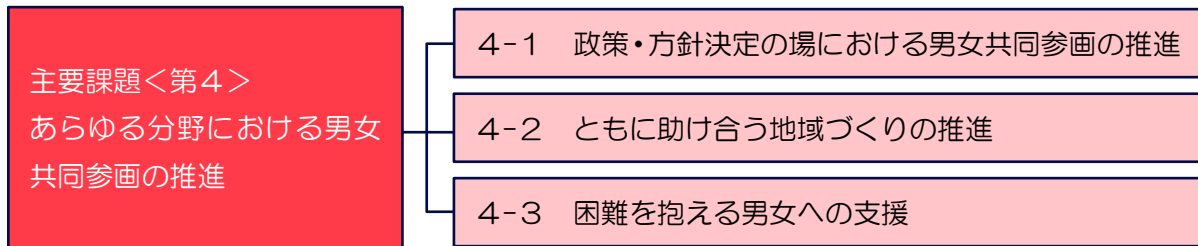
(1) 早期発見のための取組と連携強化

No.	施策	施策の概要		
1	ハラスメント防止に向けた取組の推進	職員に対する研修を通してハラスメントについての正しい理解を促進するとともに、市民・企業に対するハラスメント防止のための啓発を実施し、ハラスメントを根絶するための環境づくりに取り組みます。		
		主要事業		
		89	ハラスメント防止研修の充実	職員課
		90	セクシュアル・ハラスメント防止の啓発	協働推進課
		91	企業に対するハラスメント防止の啓発	協働推進課
2	高齢者への虐待防止の取組の充実	高齢者虐待について市民に啓発を行うとともに、相談窓口の充実を図ることにより、高齢者が被害を受けた場合に適切な支援につなげます。		
		主要事業		
		92	高齢者虐待の防止のための意識啓発	介護福祉課
		93	高齢者虐待相談窓口の充実	介護福祉課

No.	施策	施策の概要		
3	児童への虐待防止の取組の充実	虐待から児童が守られるよう、児童虐待防止に向けた啓発と、相談体制の整備、早期の発見から支援につなげるための各機関との連携に取り組みます。		
		主要事業		担当課
		94	相談・通告窓口の充実	子ども家庭支援課
		95	児童虐待の防止のための意識啓発	子ども家庭支援課
		96		教育指導課
		97	早期発見・早期支援の取組	障害福祉課
		98		健康課
		99		子ども育成課
		100		子ども家庭支援課
		101	教育支援課	
		102	民生児童委員、主任児童委員活動との連携	社会福祉課
		103		教育支援課
		104	児童相談所等関係機関との連携の強化	子ども家庭支援課
		105		教育支援課
106	子どもの安全を守るための取組	教育指導課		
4	障害者への虐待防止の取組の充実	障害者に対する虐待を防ぐため、虐待防止に向けた啓発に取り組むとともに、虐待発見後の対処につなげるため、障害者虐待に関する通報を受け取る相談事業を関係機関と連携して実施します。		
		主要事業		担当課
		107	障害者虐待防止のための支援	障害福祉課
		108	早期発見・早期支援の取組	障害福祉課

主要課題<第4>あらゆる分野における男女共同参画の推進

▼施策の体系



▼現状と課題

誰もが個々の個性と能力を十分に発揮し、自らの意思により社会のあらゆる分野において、政策・方針決定過程に参画することで、多様な視点が確保され、様々な人が暮らしやすい社会の実現につながります。

審議会等における女性参画の状況について、福生市では令和2年4月1日に女性委員の比率が30.7%となり、目標の30%を達成しました。あらゆる場で更に女性が活躍できるようにするためには、女性のエンパワーメントについて周知を徹底し、女性自身が積極的に参加しやすい環境づくりが必要とされています。

また、市民意識調査結果より、防災・災害復興対策においては性別に配慮した避難所の設置・運営体制の検討を求める割合が高く、前回より増加しています。災害リスクが高まる中で、性差への配慮を伴った防災・災害復興対策を推進することが重要です。

さらに、困難を抱える男女への支援も重要な課題であり、ひとり親家庭への支援のほか、性的少数者への理解と支援、在住外国人への支援など「多様性の尊重」を考えながら、取組を行うことが必要です。

▼数値目標

施策の方向	項目	現状値 令和元年度	▶	目標値 令和8年度
4-1	審議会等における女性委員の割合	30.7% ^{※1}	▶	35%
4-1	市職員における女性の割合	37.6% ^{※2}	▶	40%
4-1	市民意識調査において、「政治について男女が平等である」と感じる割合	9.8%	▶	14%
4-2	市民意識調査において、「自治会やNPO等の地域活動の場で男女が平等である」と感じる割合	25.0%	▶	30%

※1 審議会等における女性委員の割合…令和2年4月1日現在

※2 市職員における女性の割合…令和2年4月1日現在

4-1 政策・方針決定の場における男女共同参画の推進

★施策の方向4-1を「女性活躍推進法」第6条第2項に基づく市町村推進計画として位置付けます。

▼取組方針

男女がともに政策・方針決定の場に参画するため、審議会等への女性委員の登用や市民参加を促進するとともに、庁内において男女共同参画を推進し、市政運営に当たって男女が平等となるよう環境を整えます。また、女性リーダーを育成する機会を設け、女性の活躍の場を広げます。

▼具体的な取組

(1) 政策・方針決定の場への男女の意見の反映

No.	施策	施策の概要		
1	審議会等への女性の登用の促進	審議会等の女性委員割合の向上を全庁的に促進するため、各課で女性の登用を推進するとともに、目標値の周知に取り組みます。		
		主要事業		担当課
		109	女性委員の登用の促進	各課
		110	女性委員の登用の目標値の周知	協働推進課
2	市政への女性意見の反映	市政への市民参画を進めるに当たり、女性の意見を反映する機会をつくるための意識啓発等に取り組みます。		
		主要事業		担当課
		111	市民参画の機会の充実	各課
		112	女性の意見反映の機会の充実	各課
		113	男女共同参画に関する総合的な啓発の機会の提供（再掲）	公民館
		114		協働推進課
115	男女共同参画セミナーの実施（再掲）	協働推進課		

(2) 女性リーダーの育成

No.	施策	施策の概要		
1	女性人材の発掘及び育成	女性人材の発掘及び育成に向け、女性人材の情報収集・提供に取り組みます。		
		主要事業		
		116	女性人材情報の収集と提供	協働推進課
2	女性の参画機会の提供	女性の能力を活かす場を提供することにより、女性の活躍する場を拡大します。		
		主要事業		
		117	リーダー養成のための学習機会の提供	公民館
		118	市民参画の機会の拡充	各課

(3) 庁内における男女共同参画の推進

No.	施策	施策の概要		
1	女性職員の積極的登用	女性職員比率の向上、女性登用の推進に向け、採用活動や任用制度の見直しを行うとともに、性別によらない職員配置に取り組みます。		
		主要事業		
		119	女性職員比率向上	職員課
		120	適材適所の登用に向けた人材の育成	職員課
2	市庁内における男女平等の徹底	121	管理職への女性職員の積極的登用	職員課
		庁内での男女共同参画推進の環境を整えるため、職員に対して研修等を実施し、参加を促します。また、性別にかかわらず職員が平等に業務に取り組むことができる仕組みづくりを推進します。		
		主要事業		
		122	研修を通じた男女共同参画社会形成への促進	職員課
		123	ハラスメント防止研修の充実（再掲）	職員課
		124	職場内の慣行や男女の役割分担の見直し	各課
		125	旧姓使用選択制の継続	職員課
126	男女平等推進条例の創設検討	協働推進課		

4-2 とともに助け合う地域づくりの推進

▼取組方針

地域の中で男女が平等に参画できるよう地域活動を推進し、地域でのつながり・居場所づくりに取り組み、地域内での連携が図られるよう推進します。また、防災の取組として、男女共同参画の視点のみならず、多様な視点を取り入れた、あらゆる市民にとっての災害対策を推進します。

▼具体的な取組

(1) 地域活動への男女共同参画の推進

No.	施策	施策の概要		
1	地域活動の推進	地域において男女が平等に活動に参画できるよう、情報提供や活動の促進に取り組みます。		
		主要事業		担当課
		127	地域活動情報の提供	秘書広報課
		128	社会教育活動、地域活動への参加の推進	生涯学習推進課

(2) 地域防災への男女共同参画の推進

No.	施策	施策の概要		
1	防災意識の醸成	災害時に性別にかかわらず市民が協力し合うため、防災に関して学ぶ機会を設けることで、意識づくりを推進します。また、男女の性差や外国人等の多様なニーズに配慮した避難所運営や備蓄品の管理を行います。		
		主要事業		担当課
		129	防災啓発の推進	防災危機管理課
		130	避難所運営の検討	防災危機管理課

4-3 困難を抱える男女への支援

▼取組方針

家庭の状況や個々の事情、国籍等により、社会とのつながりを保つことが難しい状況にある、ひとり親家庭、在住外国人、性的少数者等、複合的な困難を抱えやすい人たちを対象として、相談支援や意思疎通の支援等、多様性に配慮した支援に取り組みます。

また、多様性への理解を深めるため、啓発を行っていきます。

▼具体的な取組

(1) ひとり親家庭や性的少数者、外国人等への支援

No.	施策	施策の概要	
1	ひとり親家庭への支援の充実	困難を抱える可能性のあるひとり親家庭に対して、生活及び家事援助サービス、就労支援や情報提供を行い、家庭と仕事の両立に向けた支援を行います。	
		主要事業	
		131	ひとり親家庭への就労相談・支援の充実
		132	
担当課			
		子ども育成課	
		子ども家庭支援課	
2	性的少数者に配慮した取組の推進	性的少数者が性別の枠にとらわれることなく、社会に参画していくことを支援するための取組を行います。	
		主要事業	
		133	性的少数者に配慮した取組の実施
担当課		各課	
3	外国人に配慮した支援	外国にルーツを持つ人に対し、行政でのコミュニケーションを支援するとともに、意思疎通に不安のある人が安心して市のサービスを受けられるよう、支援を行います。	
		主要事業	
		134	テレビ電話多言語通訳サービスの実施
		135	日本語通訳者派遣事業の実施
		136	多言語A I 等活用事業の実施
担当課		各担当課	
		情報政策課	

(2) 多様性の尊重

No.	施策	施策の概要		
1	多様性への理解の促進	性的少数者や外国人など、多様な背景を抱える人たちへの理解を広く浸透させることで、それぞれが住みやすい社会を目指します。 情報誌やホームページ、講座等を通し、多様性への理解促進のため、啓発を行います。		
		主要事業		担当課
		137	人権に関する啓発の促進（再掲）	秘書広報課
		138		各課
139	多様性への理解の促進	協働推進課		

第5章 計画の推進

1 計画の推進

(1) 庁内推進体制の充実

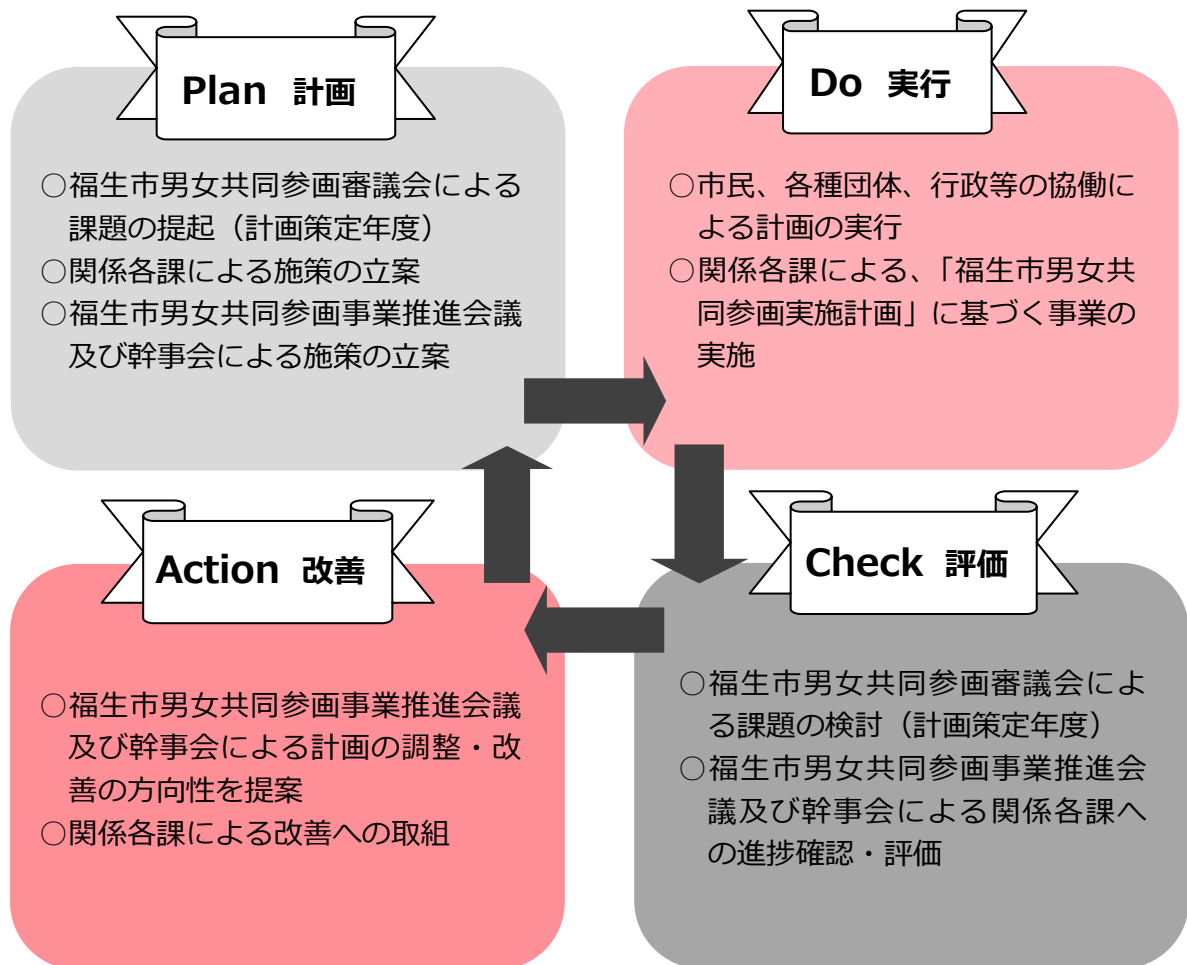
本計画で位置付けた施策の効果的な実施に向けて、庁内外の組織や各課の職員が連携しながら事業を推進する体制を確立します。

計画の実効性の確保に向けて、PDCA (Plan Do Check Action) の視点に基づく進捗管理を行います。計画に位置付けた取組について、市民に対するアンケート調査の結果や各課への進捗状況調査の結果から、計画の目標の達成状況や現状を毎年度把握します。

また、数値目標を設定した事業については、数値目標による進捗評価も行います。

庁内の施策の計画的な実施に当たっては、計画年度3年間の「福生市男女共同参画実施計画」を策定し、毎年度見直しを行います。

①計画の推進体制



②各組織の役割

◆福生市男女共同参画審議会◆

学識経験者や市民等の代表から、市長による委嘱を受けた6名までの委員によって構成される審議会です。委員の任期は市長の諮問から答申を提出するまでで、市長の諮問に応じて計画策定に向けた基本的な方針を審議します。

◆福生市男女共同参画事業推進会議◆

生活環境部長を座長に据えた、庁内の14の課の課長・主幹で構成する会議です。福生市男女共同参画行動計画に基づく事業の推進に当たって、計画の推進及び総合調整、計画の変更に関することを所掌します。毎年度、各課で実施計画を作成し、その目標内容および進捗状況の確認を行います。また、会議には幹事会を設置します。

◆福生市男女共同参画事業推進会議幹事会◆

福生市男女共同参画審議会の事務局を務める協働推進課内に設置される会議です。

必要に応じて幹事会を開催し、男女共同参画の推進を図ります。計画策定時には、具体的な事業についての検討等を行います。

(2)市民との連携

男女共同参画社会の実現に向けては、市民・市民団体・事業所等と連携して施策の実施を推進していくことが重要です。男女共同参画に向けての取組に当たっては、市民団体の活動や、講演やセミナー等の実施等により、市民が男女共同参画事業の担い手となる機会をつくり出し、市民と行政が一体となって計画の推進に努めます。

また、本計画の進捗状況を広く市民に公開します。

(3)国・都・他区市町村や企業等との連携

男女共同参画の事業の実施に当たっては、本市だけの解決が困難な課題も存在します。事業所における労働環境の改善に向けた働きかけや女性の就業に対する支援、DVをはじめとした暴力の被害者に対する保護・支援等については、必要に応じて他の機関を紹介するなど、国・東京都・関係機関と連携して対応します。また、問題の解決に当たって国や東京都が措置を講じる必要があると考えられる場合には、必要に応じて要望書の提出や提言を行います。

また、他の区市町村や企業等の取組についても情報収集を行い、必要に応じて視察を行うなど、本市の取組の参考とします。

第6章 資料編

- 1 福生市男女共同参画審議会条例
- 2 福生市男女共同参画審議会委員名簿
- 3 福生市男女共同参画審議会審議経過
- 4 諮問・答申
- 5 福生市男女共同参画事業推進会議設置要綱
- 6 男女共同参画社会基本法
- 7 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律
- 8 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律
- 9 用語解説

1 福生市男女共同参画審議会条例

施行 令和2年4月1日

(設置)

第1条 市における男女共同参画社会の形成に関する取組の方針を審議するため、福生市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、福生市男女共同参画行動計画の策定に向けた基本的な方針を審議する。

(組織)

第3条 審議会の委員は、6人以内とする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、必要の都度市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 市民等の代表

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条の市長の諮問に係る答申を終了したときまでとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、生活環境部協働推進課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

2 福生市男女共同参画審議会委員名簿

役職	氏名	備考
会長	諸橋 泰樹	フェリス女学院大学教授
副会長	齋藤久美子	福生市民生委員・児童委員
委員	湊 仁	福生市小中学校長会 福生市立福生第二小学校 校長
委員	山下 真一	福生市商工会 会長
委員	田中 伸英	公募委員
委員	中出 直子	公募委員

3 福生市男女共同参画審議会審議経過

	開催日	検討事項
第1回	令和2年 5月29日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 諮問 ・ 福生市男女共同参画行動計画（第6期）の策定について（策定スケジュール、現行計画からの変更点について） ・ 福生市における男女共同参画の現状について（市民意識調査、現行計画検証結果、国・東京都・及び他市等の動向調査について）
第2回	令和2年 7月30日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 骨子案の検討について ・ 今後の計画策定について
第3回	令和2年 9月28日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福生市男女共同参画行動計画（第6期）の策定に向けての基本的な考え方について ・ 骨子案修正箇所について ・ 福生市男女共同参画行動計画（第6期）事業案について
第4回	令和2年 10月20日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 答申（案）について 「福生市男女共同参画行動計画（第6期）の策定に向けての基本的な考え方について 答申（案）」 <ul style="list-style-type: none"> ・ 答申

4 諮問・答申

写

福生協発第 11 号
令和 2 年 5 月 29 日

福生市男女共同参画審議会会長 殿

福生市長 加 藤 育 男

「福生市男女共同参画行動計画（第 6 期）について」（諮問）

このことについて、福生市男女共同参画審議会条例第 2 条の規定に基づき、福生市男女共同参画行動計画（第 6 期）の策定に向けての基本的な考え方について、貴審議会に意見を求めます。

諮問理由

福生市では、平成 28 年 3 月に策定した「福生市男女共同参画行動計画（第 5 期）」に沿って、男女共同参画社会の実現に向け、総合的、計画的な推進を図っています。

同計画策定後の社会・経済環境の変化等を踏まえ、「福生市男女共同参画行動計画（第 6 期）」を策定するに当たり、今後、市が男女共同参画を推進するための基本的な考え方について、貴審議会の意見を求めるものです。

写

福 共 審 発 第 4 号
令和 2 年 10 月 20 日

福生市長 加 藤 育 男 様

福生市男女共同参画審議会
会長 諸 橋 泰 樹

福生市男女共同参画行動計画（第 6 期）について（答申）

令和 2 年 5 月 29 日付け、「福生市男女共同参画行動計画（第 6 期）について」（諮問）で、当審議会に諮問のあったこのことについて、別紙のとおり当審議会の意見を提出します。

5 福生市男女共同参画事業推進会議設置要綱

施行 平成 18 年4月1日
改正 平成 19 年4月1日
平成 22 年4月1日
平成 23 年4月1日
平成 26 年7月1日
平成 27 年4月1日

(設置)

第1条 男女共同参画社会の実現に向けて、福生市男女共同参画行動計画（以下「行動計画」という。）に基づく事業を推進するため、福生市男女共同参画事業推進会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 行動計画の推進及び総合調整に関すること。
- (2) 行動計画の変更に関すること。
- (3) その他男女共同参画に関すること。

(組織)

第3条 会議は、座長及び委員をもって組織する。

- 2 座長は、生活環境部長とする。
- 3 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(座長)

第4条 座長は、会議を代表し、会議を総括する。

- 2 座長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ座長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、座長が招集し、かつ、会議の議長となる。

- 2 座長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、又は意見を述べさせることができる。

(幹事会)

第6条 会議に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって組織する。
- 3 幹事長は、生活環境部協働推進課長の職にある者をもって充てる。
- 4 幹事は、会議が指定した者をもって充てる。
- 5 幹事会は、会議から付託された事項を審議する。
- 6 幹事会は、幹事長が招集し、かつ、会議の議長となる。

(庶務)

第7条 会議及び幹事会の庶務は、生活環境部協働推進課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、座長が定める。

附則

- 1 この要綱は、平成 18 年4月1日から施行する。
- 2 福生市男女共同参画行動計画策定委員会設置要綱（平成 12 年7月 21 日決定）は、廃止する。

附則（平成 19 年4月1日要綱第 28 号）

この要綱は、平成 19 年4月1日から施行する。

附則（平成 22 年4月1日要綱第 7 号）

この要綱は、平成 22 年4月1日から施行する。

附則（平成 23 年4月1日要綱第 2 号）

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附則（平成 26 年 7 月 1 日要綱第 24 号抄）

（施行期日）

1 この要綱は、平成 26 年 7 月 1 日から施行する。

附則（平成 27 年 4 月 1 日要綱第 29 号）

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 3 条関係）

企画調整課長 総務課長 職員課長 総合窓口課長 シティセールス推進課長 協働推進課長 社会福祉課長
介護福祉課長 子ども育成課長 子ども家庭支援課長 健康課長 教育部主幹 生涯学習推進課長 公民館長

6 男女共同参画社会基本法

(平成十一年六月二十三日法律第七十八号)
最終改正：平成十一年十二月二十二日法律第六十号

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)のっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念のっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念のっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

（設置）

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

（組織）

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 (平成十一年七月十六日法律第百二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日
(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成十一年十二月二十二日法律第百六十号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

7 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成十三年法律第三十一号)

最終改正：令和元年法律第四十六号

目次

前文

第一章 総則（第一条・第二条）

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）

第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条—第五条）

第三章 被害者の保護（第六条—第九条の二）

第四章 保護命令（第十条—第二十二條）

第五章 雑則（第二十三条—第二十八条）

第五章の二 補則（第二十八条の二）

第六章 罰則（第二十九条・第三十条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

（定義）

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五号、第八号の三及び第九号において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
 - 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
- 一 面会を要求すること。
 - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
 - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
 - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 八 その性的羞しゆう恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
- 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があ

るときは、この限りでない。

- 2 申立書に第十二条第一項第五号イから二までに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。
- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イから二までに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様と

する。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方に対しては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第九号）の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生の

ための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)
- 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用
- 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
- 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
- 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者(第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令(前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む)。

次条において同じ。)に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項(第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第七条、第九条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成十六年六月二日法律第六十四号)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第十条第一項第二号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成十九年七月十一日法律百十三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則 (平成二十五年七月三日法律第七十二号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則 (平成二十六年四月二十三日法律第二十八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める

日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

附 則 （令和元年六月二十六日法律第四十六号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日

（その他の経過措置の政令への委任）

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討等）

第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

8 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

平成二十七年法律第六十四号

目次

- 第一章 総則（第一条—第四条）
- 第二章 基本方針等（第五条・第六条）
- 第三章 事業主行動計画等
 - 第一節 事業主行動計画策定指針（第七条）
 - 第二節 一般事業主行動計画等（第八条—第十八条）
 - 第三節 特定事業主行動計画（第十九条）
 - 第四節 女性の職業選択に資する情報の公表（第二十条・第二十一条）
- 第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第二十二条—第二十九条）
- 第五章 雑則（第三十条—第三十三条）
- 第六章 罰則（第三十四条—第三十九条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性とその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（事業主の責務）

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関す

る機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
- 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画等

(一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の

職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項及び第十四条第一項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における

男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（特例認定一般事業主の特例等）

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

（特例認定一般事業主の表示等）

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

（特例認定一般事業主の認定の取消し）

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

- 一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。
- 二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

（委託募集の特例等）

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条第一項、第四十二条の二、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の

募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の三の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の三中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

（一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。)の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

(啓発活動)

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委

託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（秘密保持義務）

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

（公表）

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第二項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

（権限の委任）

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

（政令への委任）

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十二条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者
- 二 第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第二項（第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨

げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者
第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第二十二条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二十九年三月三十一日法律第十四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定 公布の日
二・三 略

四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八条第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第二項及び第七十九条の二並びに附則第十一条の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定（「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。）、第四条の規定並びに第七条中育児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三条中国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第十条第十項第五号の改正規定、附則第十四条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条（次号に掲げる規定を除く。）の規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第三十八条第三項の改正規定（「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。）、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附則第二十一条、第二十二條、第二十六条から第二十八条まで及び第三十二条の規定並びに附則第三十三条（次号に掲げる規定を除く。）の規定 平成三十年一月一日

(罰則に関する経過措置)

第三十四条 この法律（附則第一条第四号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和元年六月五日法律第二十四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定 公布の日

二 第二条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

9 用語解説

初出頁	用語	解説
あ行		
2	エンパワーメント	「力をつけること」という意味。ここでいう力とは、自分の意見を述べたり、社会に働きかけたり、動かしたりする力であり、それを可能にするための知識や能力を身につけることも含まれる。単に個人的に能力を高めるだけではなく、それを社会的に使う力という。また、「女性のエンパワーメント」という言葉は、女性が必要な知識や能力を身につけ、経済活動や政治活動に参加し、連帯しながら社会の変革を進めるようになることを意味する。
か行		
15	合計特殊出生率	15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの。1人の女性がその年齢別出生率で子どもを産むとしたとき、一生の間に産む子どもの数に相当する。
さ行		
2	ジェンダー・ギャップ指数	世界経済フォーラムが公表している、各国における男女格差を測る指標。経済、政治、教育、健康の4つの分野のデータから作成され、0が完全不平等、1が完全平等を示している。2020年の日本の総合スコアは0.652、順位は153か国中121位となっていた。
5	ジェンダー平等	ジェンダー（生物学的性別に対する、社会的・文化的に形成された性別のこと。）にかかわらず社会全体の様々な状況において個人が平等な状態にあること。
17	就業率	15歳以上の人口に占める「就業者」の割合。「就業者」には「従業者」と「休業者」を含む。
38	性的少数者	セクシュアル・マイノリティとも呼ばれる。出生時に判定された性と性自認（自分の性をどのように認識しているか）が一致し、かつ性的指向（どのような性別の人を好きになるか）が「恋愛・性愛の対象は異性」、というパターンにあてはまらない人々のこと。性的少数者を表す表現の一つである「LGBT」は、女性同性愛者（Lesbian（レズビアン））、男性同性愛者（Gay（ゲイ））、両性愛者（Bisexual（バイセクシュアル））、トランスジェンダー（Transgender：身体の性別と性自認が一致しない人）の頭文字をとったものだが、LGBTのいずれにも当てはまらない人もいる。
37	性別役割分担意識	男性、女性という性別を理由として、適した役割や能力、活動する分野があり、それを分担し合うのが自然だとする固定観念。「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等は性別役割分担意識により、男性・女性の役割を決めている例である。
7	セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）	性的嫌がらせ。身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、人目にふれる場所へのわいせつな写真やポスターの掲示など、相手の意に反して行われる性的な言動のこと。立場を利用したり、性差別の上で成り立っていたりすることが多く、特に就労の場で問題となっている。同性に対するものも含まれる。

初出頁	用語	解説
た行		
2	男女共同参画社会基本法	男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成 11 年6月 23 日法律第 78 号として施行された法律。男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めている。
2	DV（ドメスティック・バイオレンス）	一般的に使用されている「ドメスティック・バイオレンス（Domestic Violence）」や「DV」は、法令等で明確に定義された言葉ではないため、内閣府では正式には「配偶者からの暴力」という言葉を使っているが、本計画では配偶者から受ける暴力について、総称して「DV」と表記している。広義には女性や子ども、高齢者や障がいのある人など家庭内の弱者への暴力を指す。殴る・蹴るといった身体的な暴力のほか、精神的暴力（人格を否定するような暴言等）、性的暴力（嫌がっているのに性行為を強要する等）、経済的暴力（生活費を渡さない等）などの形態がある。
は行		
7	ハラスメント	ハラスメント（Harassment）とは、もとはいろいろな場面での『嫌がらせ、いじめ』をいう。その種類は様々であり、他者に対する発言・行動等が本人の意図には関係なく、相手を不快にさせたり、尊厳を傷つけたり、不利益を与えたり、脅威を与えることを総称していう。
7	パワー・ハラスメント（パワハラ）	同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為のこと。主に、職場でのいじめ・嫌がらせが該当する。また、上司から部下に行われるものだけでなく、先輩・後輩間や同僚間、さらには部下から上司に対して様々な優位性を背景に行われるものも含まれる。
8	ポジティブ・アクション（積極的改善措置）	一般的には、社会的・構造的な差別によって不利益を被っている者に対して、一定の範囲で特別の機会を提供することなどにより、実質的な機会均等を実現することを目的として講じる暫定的な措置のこと。男女共同参画においては、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供することを指す。
ま行		
27	マタニティ・ハラスメント（マタハラ）	働く女性への妊娠・出産・育児休業の取得等をきっかけとした精神的・身体的な嫌がらせや、解雇や雇い止め、自主退職の強要等の不利益な取扱いのこと。
2	無意識の思い込み（アンコンシャスバイアス）	長年にわたり人々の中に形成された固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見・固定観念のこと。働き方・暮らし方の選択をする際など、様々な場面において男女の意思決定に影響を与えている可能性がある。

初出頁	用語	解説
49	メディアリテラシー	メディアを主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし、活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力。特に、情報の読み手との相互作用的（インタラクティブ）コミュニケーション能力の3つを構成要素とする、複合的な能力のこと。
ら行		
28	リプロダクティブ・ヘルス/ライツ	「性と生殖に関する健康と権利」と訳され、生涯にわたって身体的、精神的、社会的に良好な状態であることをリプロダクティブ・ヘルスと呼ぶ。このリプロダクティブ・ヘルスを享受する権利をリプロダクティブ・ライツという。安全で満足のいく性生活を営めることや、子どもを産むかどうか、産むならばいつ、何人産むか等を女性が自ら決定する自由を持つことを含む。
16	労働力率	労働力人口が15歳以上人口に占める割合。労働力人口とは、15歳以上の人口のうち、「就業者」と「完全失業者」を合わせたものを指す。
わ行		
6	ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）	国民一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。
アルファベット		
17	M字カーブ	日本女性の年齢階級別の労働力率を折れ線グラフにすると、アルファベットの「M」の文字を描いていることを表している。これは、多くの女性が結婚、出産、育児を契機に退職し、育児終了とともに再度労働市場に戻ってくる『中断再就職型』という就労形態となる人が多いことを示している。
6	SDGs（持続可能な開発目標）	平成27年（2015年）9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2016年から2030年までの国際目標のこと。平成13年（2001年）に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として定められた。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さない（leave no one behind）ことを誓っている。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組む普遍的なものである。

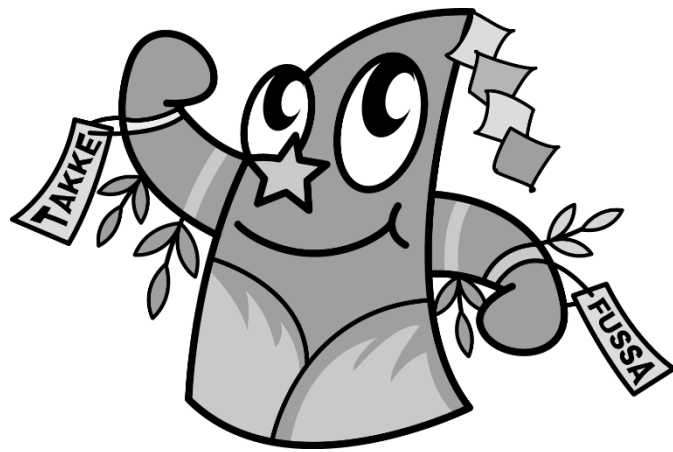
福生市男女共同参画行動計画（第6期）

発行年月 令和3年3月

発行 福生市 生活環境部 協働推進課
協働推進・男女平等推進担当

〒197-8501 東京都福生市本町5番地

Tel 042-551-1590 Fax 042-553-7500



福生市